

平成19年度

国立大学法人高知大学年度計画

高 知 大 学

平成19年 3 月30日

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 頁
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	5
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	13
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	16
2 研究に関する目標を達成するための措置	19
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	19
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	23
3 その他の目標を達成するための措置	28
(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	28
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	31
(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	39
(4) 附属図書館に関する目標を達成するための措置	41
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	42
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	42
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	43
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	43
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	45
財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	46
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	46
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	46
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	47
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	
を達成するための措置	47
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	47
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	47
その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	48
1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	48
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	48
予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画	50
短期借入金の限度額	50
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	50
剰余金の使途	50
その他	50
1 施設・設備に関する計画	50
2 人事に関する計画	50

平成19年度 国立大学法人高知大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程教育の成果に関する具体的目標の設定

[共通教育]

001) 教養教育（全学共通の教育）においては、各学部の専門分野と有機的関連を意識しつつ、地域の企業アンケート等で求められた5つの能力（日本語による表現力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、異文化理解能力、情報処理能力）と幅広い教養を身に付けた人間性と社会性豊かな人材を育成する。

・基軸科目「日本語技法」の授業を中心に日本語による表現力、プレゼンテーション能力の育成、基軸科目「英会話」、「大学英語入門」の授業を中心にコミュニケーション能力、異文化理解能力の育成、基軸科目「情報処理」を中心に情報リテラシーの育成、教養科目を中心に、幅広い教養を身に付けた人間性と社会性豊かな人材を育成する。これらの授業を総合教育センターの「大学教育創造部門」で評価、点検、企画し、共通教育委員会で実施する。

平成19年度は、平成18年度特別教育研究経費（教育改革）で採択された「社会のニーズに対応した教養教育プログラムの開発 - 知識創造社会の対応を目指して - 」に基づいて、共通教育において、引き続き「自律協働入門」を開講する。

また、共通教育委員会においては、

- ・前年度に引き続き英語のインテンシブクラスを開講する。
- ・コミュニケーション能力と異文化理解能力を育成するために、前年度策定した英語教育プログラムの改革案を試行的に実施する。
- ・課題探求能力、プレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を習得するための授業として、引き続き「自律創造学習」と「CBI (Collaboration based Internship)」の授業を実施する。
- ・5つの能力の育成・向上を目指した新しい授業の開発に取り組み、評価・点検した上で実施する。

総合教育センターの「大学教育創造部門」は、課題探究型授業として、「国際協力入門」及び「地域協働入門」を試行的に開設する。

また、課題探求型授業の開発を目的として、同授業プランの募集とそれを奨励・実施するプロジェクトを継続するとともに、これまで募集した授業に対する点検・評価を行う。

002) 共通教育で提供する授業を基軸科目、教養科目及び基礎科目に区分し、その適切な配置により各学部の目指す固有の専門教育と適切に連結させる。

・総合教育センターの「大学教育創造部門」が共通教育委員会及び各学部と協力して、教養教育と専門教育の科目配置に関して卒業生の意見や高知県教育委員会の意見等を参考にするとともに、基礎教育に関するアンケートを実施し、調査・分析を行い、改善の提案を行う。それに基づいて共通教育委員会及び各学部は、カリキュラム改革を行う。

平成19年度は、共通教育委員会において、前年度に取りまとめたカリキュラム改革の「提言」に基づいて、カリキュラム改革を行う。

また、前年度に役員会の下に設置された「教育改革タスクフォース」において、平成20年度実施の新しい学士課程教育の改革案を策定する。

総合教育センターの「大学教育創造部門」は共通教育及び各学部学生委員会と協力して、平成20年度以降に各学部が実施する基礎教育に関するアンケートフォーマットの

改善を行う。

[専門教育]

- 003) 各分野、学部の目指す人材育成に合致した基礎専門授業を展開する。その上で深い専門の学識・技術を会得させる。なお、医学部では6年一貫の医学教育をより一層効果的に実施するためコア・カリキュラム制度を導入しており、この制度と共通教育との調和を図り教育効果の向上を目指す。
- ・全学的方針のもと各学部は専門教育と共通教育を接続し、各コースの人材育成目標を作成するとともに標準履修モデルと授業内容を検討する。
また、各学部に改革を行うWGを組織する。
平成19年度は、各学部に設置されている「教育改革WG」において、人材育成目標を明確にし、それに基づく標準履修モデルと授業内容等を前年度に引き続き検討し、効果的な共通教育と専門教育の接続を図るなど、各学部で専門教育改革の具体的な取り組みを行う。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 004) 企業、公共サービス機関、教育機関、大学院等への進路を指導する。このため、全学組織の就職部門を充実し、企業や社会の要請を分析するとともに、より丁寧な就職・進学相談を実施する。また、学外の有能な実業人、コーディネーターを招き1年次から学生の将来の職業選択を意識したキャリア教育、学修相談、関連講演会を実施する。同時に、インターンシップを各学部の特性に応じた専門教育として行い、社会参加、職業参加の動機づけを行う。
- ・総合教育センターの「キャリア形成支援部門」、「大学総造部門」、「事務局（学生支援課）」、「社会協働教育委員会」が連携し、1年次からのキャリアパス設計に必要な情報提供や「場」の提供等支援を行うほか、FDを通してアドバイザー教員の支援能力の向上を図る。全学組織の就職部門を拡充し、企業や社会の要請を分析するとともに、教育機関、大学院、企業への進路を相談・指導できる体制を確立し、原則として1教員1企業訪問を行い、就職率90%を目指す。
平成19年度は、低学年次からのキャリア形成支援を目指し、共通教育において、「自律協働入門」及び「CBI(Collaboration based Internship)授業」を引き続き開講する。
総合教育センターの「キャリア形成支援部門」は、事務局（学生支援課（就職室））と協働して、前年度に設置したキャリア形成支援関連プロジェクト（首都圏就職サポート企画開発、キャリアガイダンス講座開発、キャリアデザイン講座開発、業界研究セミナー開発、短期インターンシップシステム開発）課題を引き続き検討し、試行する。
各学部は、キャリア形成セミナー・の開設（人文）、教員採用ガイダンスの充実（教育）、学生の進路に関する完全把握を通じた進路支援の強化（理）、企業訪問の継続（農）などを行う。
- 005) 高学年次に受講させるキャリア教育授業として、実業人を講師とするマネジメント講座を開設し、就業意識を高める。
- ・実業人等を講師とするマネジメント講座、ビジネス講座科目群（ベンチャービジネス論等）を現代社会教養講座の関連授業題目として開講するのみならず学外のような団体との連携による多様な取り組みを行う。
平成19年度は、全学及び各学部において、引き続き実業人等を講師とするマネジメント講座等を開講し、キャリア形成支援の強化を図るほか、総合教育センターの「キャリア形成支援部門」において、学外団体と連携し就業意識向上プログラムを策定する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 006) 卒業研究は、原則として一般に公開し、その社会的評価を受ける。
- ・各学部において教育に対する「社会的評価」の場としての卒業論文・卒業研究発表会を実施し、一般へ公開する。さらに、学部学科の実情に応じて卒論選集の発行、ホームページでの公開等も検討・実施する。
平成 19 年度は、各学部において、卒論研究発表会を内外に告知し実施する。
また、卒論研究要旨集を発行するとともに、個人情報や知的財産等について十分配慮した上でホームページ上での公開を実施する。
- 007) 卒業生による大学教育評価を面談やアンケート等により実施する。教員は原則として 2 年に 1 度は卒業生のいる企業等を訪問し、聴き取り調査等を行い、これらの結果を就職部門と各学部の就職担当教員で整理、分析し、それぞれの学修指導に生かす。
- ・各学部は、卒業生の就職している企業を訪問し、卒業生への聴き取り調査等を行う。また、前年度各学部が実施したアンケート結果を分析し、学修指導に生かす。
総合教育センターの「大学教育創造部門」において、前年度各学部が実施したアンケートフォーマットを集約し、検討する。
平成 19 年度は、各学部及び事務局（学生支援課（就職室））は、引き続き聞き取り調査を実施する。
また、就職委員会及び各学部は、これまでの聞き取り調査の結果を集約、分析する。
総合教育センターの「大学教育創造部門」は、県内外のインターンシップ受け入れ団体・企業へのヒアリング等を行うとともに、前年度実施したアンケートフォーマットを集約し、検討を行い各学部に対し提言を行う。
- 008) 卒業生に対する社会の評価を受けて教育に反映するシステムを、就職部門・大学教育創造センターが中核となり構築する。このため、教員が原則として 2 年に 1 度は卒業生のいる企業等の人事担当者等との面談を行い、調査する。報告は全学でまとめ、各学部にその結果をフィードバックし、教育の成果を検証し、改善を図る。
- ・卒業生が社会的にどのような評価を受けているか、定期的に卒業生のいる企業、医療機関、各県の教育委員会及び教育・研究機関等を訪問調査及びアンケートを実施し、評価を得る。また、医学部においては、関連病院会議を定例的に開催し、卒業生の評価を聴取する。これらの結果を教育の改善に反映させる。
平成 19 年度は、就職委員会において前年度改善した企業等の人事担当者への面談項目をもとに、企業訪問を実施するとともに、総合教育センターは、卒業生に対する社会の評価を受けて教育に反映するシステムを構築する。
また、医学部においては関連病院会議を開催し、卒業生の評価を聴取し、教育の改善に反映させる。

() 大学院課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

教育の成果に関する具体的目標の設定

- 009) 各研究科においては、急激に発展する学術の高度化に応じた高度の専門知識と幅広い学際的知識を修得させ、優れた研究能力、研究管理能力、問題解決能力を備えた人材の育成を目指す。このため、時代の動向を踏まえた的確なカリキュラム編成に向けて不断の見直しを実施し具体化する。同時に、対応する教員の教育研究能力を厳密に自己点検・評価し、能力向上を図るシステムを導入する。
- ・学部教育研究システムに接続する修士課程の新たな教育研究システムのカリキュラムを構築し、大学院生 1 人に主指導教員 1 人と副指導教員 2 人による複数指導体制を構築する。
平成 19 年度は、平成 20 年度大学院改組計画の実施に向けて、引き続き全学カリキュラム及び各研究科のカリキュラムの整理を行い、複数指導体制を構築する。

- 010) 日本のみならず国際社会でも通用する人材の育成のため、知識人としての自覚と国際感覚を培うことを目的とする外国人研究者及び国際的に活躍する日本人研究者等による特別講義、シンポジウム、セミナーを開催する。これらが、十分な効果を上げているかどうかは学生アンケート等により評価する。
- ・各研究科は、大学院生の希望に応じて英語による授業及び英語による討論の機会を設定する。外国人研究者及び国際的に活躍する日本人研究者による特別講義、シンポジウム、セミナーを開催するとともに参加者による評価アンケートを前年度に引き続き実施する。
- また、博士後期課程にあっては、在学中に国際学会・シンポジウム等での発表を行う。

修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- 011) 修士課程（博士前期課程）においては、情報、医療、材料、環境、生産、教育の現場に高度専門職業人として送り出す。
- ・各研究科は、各分野における高度専門職業人を養成するためのカリキュラムを策定する。
- 平成 19 年度は、平成 20 年度大学院改組計画の実施に向けて、引き続き全学カリキュラム及び各研究科のカリキュラムの整理を行い、高度専門職業人を養成するのにふさわしいカリキュラムを策定する。
- 012) 修士課程（博士前期課程）においては、専門領域に関連するインターンシップを導入し、修了後の進路・職業選択に供する。
- ・総合教育センターの「キャリア形成支援部門」において、大学院生も対象とした協働型知の創造実践（CBC; Collaboration based Creativity）のプログラム開発を検討する。また、各研究科は、実践型インターンシップ導入のための環境整備を図る。
- 平成 19 年度は、「社会協働教育委員会」と各研究科が中心となって、各研究科既設のインターンシップを協働型知の創造実践(CBC ; Collaboration based Creativity) タイプのインターンシップに改編するための課題点を洗い出し、平成 20 年度大学院改組計画に反映させる。
- 013) 博士課程（博士後期課程）においては、より高度の専門職業人として各種産業界・医学界に送り出すと同時に、高等教育・研究機関等の基礎研究や応用研究の分野へ研究者を輩出する。
- ・各研究科において、カリキュラムの充実、学会発表、雑誌投稿の支援、研究職への就職支援を実施する。また、大学院生による国際学会・シンポジウム、学会雑誌での発表（1 篇以上）を義務づける。
- 平成 19 年度は、各研究科において、大学院生による国際学会・シンポジウム、学会雑誌での発表（1 篇以上）を実施する。
- また、希望する学生に対して各種研究機関への短期派遣、研修を引き続き実施する。
- 014) 課程修了者の進路を各研究科が調査し、その結果をもとに就職支援体制を充実、強化する。
- ・大学院生の就業先分野に関する状況調査や専門領域でのインターンシップ支援強化等「キャリア形成支援プログラム」を作成するとともに、大学院生の就職等の充実・強化を図る支援組織を構築する。
- 平成 19 年度は、事務局（学生支援課（就職室））を中心に、これまでの大学院生の就職支援に関する状況を取りまとめ、就職支援の充実を図る。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 015) 修了生による大学教育評価をアンケート等により各研究科の責任において実施する。
- ・各研究科で、前年度に実施したアンケート調査結果を分析し、教育改善に反映させる。
平成 19 年度は、前年度実施の修了予定者対象アンケート結果に基づき、各研究科は、平成 20 年度大学院改組計画の実施に向けてカリキュラム案を策定する。
- 016) 学位論文の発表会等を一般に公開し社会的評価を受けるシステムを構築する。
- ・学位審査の公開性を確保するため、修士論文や博士論文の公聴会は近隣大学の研究者にも開放し、評価判定に他大学が参加して、評価・判定の公正性と研究レベルの向上を図る。
平成 19 年度は、各研究科で前年度に引き続き学位論文の発表会を実施し、公開する。
また、学外関係機関へ発表会の公開を通知するとともに、ホームページ上でも公開する。
- 017) 修了生に対する社会の評価による教育改善システムを、各研究科専攻が中核となり実施する。このため、教員が原則として2年に1度は修了生のいる企業等を訪問し、人事担当者等との面談を行い、調査する。報告は全学でまとめ、各部局にその結果をフィードバックし、教育の成果を検証し、改善を図る。
- ・教育成果の検証の精度を高めるため、各研究科専攻が中心となって修了生のいる企業等を訪問し、人事担当者等との面談等を行い、社会の評価による教育改善システムを構築する。
平成 19 年度は、各研究科において、前年度実施した進路調査の分析結果をもとに、引き続き企業面談を実施する。
総合教育センターの「キャリア形成支援部門」と事務局（学生支援課（就職室））が中心となって、これまでの企業面談のデータを整理、分析することで社会の評価による教育改善システムを構築する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

() 学士課程の教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 018) 各学部のアドミッション・ポリシー、教育目標、選抜方法を検討するため、全学組織を再構築する。各学部のアドミッション・ポリシー、教育目標、選抜方法を各種の情報伝達手段、大学のホームページ、大学案内、各種の進学説明会への参加、オープンキャンパスの開催や大学1日公開等により公表する。
- ・入試企画実施機構に課題ごとのプロジェクトチームを置き企画機能を強化する。プロジェクトチームの統括のもと、各学部は進学説明会、大学体験授業、オープンキャンパス、ホームページ、大学案内等を充実させ、これらの効果について精査し改善を図る。
平成 19 年度は、各学部において進学説明会、大学体験授業、オープンキャンパス、ホームページ、大学案内等を点検し、さらに改善を図る。特に、志願者拡大のため進学説明会については参加地域の拡大、全員に配付される資料（大学・短大への進路（西日本版・有料））への掲載、Web媒体（進学ネット等の携帯サイトを含む。）への発信（年間）を実施し、高校アンケートを継続するとともに入試広報（有料）の強化を図る。
入試企画実施機構は、総合教育センターの「入試部門」と協働し、入学者選抜に関する総合的な調査研究・開発の具体的方法を策定する。

- 019) 各学部が策定したアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方法の開発・導入を推進する。(センター試験の活用、面接・態度評価、小論文、AO入試、問題解決型適性能力評価試験等)
- 各学部において、センター試験、推薦資格、面接・小論文、AO入試、問題解決型適性能力評価(KMSAT)等現在それぞれの学部で実施されている入試方法について検討し、改善する。また、それぞれの学部のアドミッション・ポリシーに基づいた新たな入試方法についても開発・導入する。
平成19年度は、各学部において、一般選抜試験におけるセンター試験科目の利用の在り方、募集人員等及び推薦入試における募集人員、推薦枠、推薦基準等のAO入試における出願資格の緩和を図るとともに、学部単位での一括入試及び医学部以外でのAO入試の導入等新たな入試方法について引き続き検討する。
- 020) 入学者の志望動機を詳しく調査・分析し、志願者の増加を図る。
- 各学部において志望動機も含めた志願者の動向調査と分析を行う。その結果を入試企画実施機構が集約し学生募集戦略の基礎資料とし、志願者の増加を図る。
平成19年度は、各学部において、特に推薦入試で入学してきた学生の志望動機と入学後の成績を分析し、入試方法の改善に資するための検討を行う。
各学部で実施している推薦入試やAO入試の実態に合わせ、各学部の実情に応じた調査・分析を行う。
- 021) 留学生センターを中心として、協定校間の学生交流を盛んにし、外国人学生の増加を図るとともに、本学からの派遣学生の増加を図る。
- 総合教育センターの「修学・留学生支援部門」と各学部が協力して外国人学生の増加を図るとともに、協定校への派遣学生の増加を図る。共通教育は「日本語・日本事情」の充実を図る。
平成19年度は、総合教育センターの「修学・留学生支援部門」において、外国人留学生に対して前年度までの留学フェア及び各種進学説明会の効果を検証し、大学独自の計画を含め効率的なリクルート活動を計画する。
また、英語圏の大学との学生交流をより一層推進する。
- 022) 高大連携事業、出前授業、大学体験授業を充実し、志願者の増加を図る。
- 各学部は高大連携事業に取り組む一方、高知県内をはじめとして、積極的に出前授業を行う。また、オープンキャンパスや大学1日公開等の際に、大学体験授業を企画・実施する。高校生向けテキストの制作等も行う。これらの事業を通じて志願者の増加を図る。
平成19年度は、前年度に引き続き高大連携事業、出前授業、大学公開、体験授業等を実施するとともに、サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業(SPP事業)、スーパー・サイエンス・ハイスクール事業(SSH事業)等の支援を事務局が行い、志願者の増加を図る。
- 023) 地域共同研究センター、生涯学習教育研究センターが扱う地域産業界との共同研究事業、講演会、公開講座等を通じて、社会人学生の増加を図る。
- 国際・地域連携センターの公開講座や共同研究事業等を通じて、リカレント教育の意義・システムについて周知し、社会人入学生の増加を図る。各学部は、それに協力する。
平成19年度は、前年度に引き続き公開講座、講演会、シンポジウムや共同研究事業等を通じ、地域社会への広報活動及び受講生の増加を図ることで社会人学生の増加に繋げる。

- 024) 入学者選抜方法を踏まえた入学後における学生の動向の追跡調査を行う。
- ・ピア・レビューによる医学部入学者の動態調査を総合教育センターの「入試部門」において先行的に行い、その経験・ノウハウ等を入試企画実施機構を通じて全学が共有化し、各学部が追跡調査の実施・分析を実施する。
平成 19 年度は、総合教育センターの「入試部門」において、前年度に引き続きピア・レビューによる医学部入学者の在学時及び卒業後の追跡調査・研究を行い、AO 方式による入学者の参考資料としてデータを蓄積する。
入試企画実施機構は、前年度の医学部における研究成果を全学的に共有し、医学部医学科の入学者選抜方式ごとの追跡調査データに基づき、AO 入試（態度・習慣領域評価による入学者選抜）の妥当性（募集人員など）の検討を行う。
また、平成 20 年度からの入学者選抜方式（医学科後期日程試験を廃止し、地域枠推薦入試 を導入することを決定している。）の妥当性検証の資料とする。

教育課程に関する具体的方策

- 025) 各学部における共通教育の位置づけを明確にし、専門教育と共通教育の一貫性を重視したカリキュラムを編成する。このため、大学教育創造センターが中心となり学生へのアンケート調査や、学生による授業評価の結果を参考にしして不断の見直しを行う。（毎年 1 回実施）
- ・総合教育センターの「大学教育創造部門」を中心に共通教育委員会及び各学部を加えてWGを立ち上げ、専門教育と共通教育の一貫性を重視したカリキュラムの編成について、学生へのアンケート調査や、学生による授業評価の結果を参考にしして不断の見直しを行う。
平成 19 年度は、共通教育及び各学部において、学生授業評価アンケートを引き続き実施するとともに、総合教育センターの「大学教育創造部門」は共通教育学生委員会及び各学部学生委員会と協力して、平成 20 年度以降に実施する学生授業評価アンケートフォーマットの改善を行う。
- 026) 共通教育においては、日本語による表現力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、異文化理解能力、情報処理能力が身に付くカリキュラムを各学部の特性に応じて設定する。
- ・共通教育委員会は上記能力を培うため、引き続き「日本語技法」、「英会話」、「大学英語入門」、「情報処理 」、「情報処理 」及び「自律協働入門」を開講する。
さらに、カリキュラム改革に向けての検討を始める。
平成 19 年度は、共通教育において、平成 18 年度特別教育研究経費（教育改革）で採択された「社会のニーズに対応した教養教育プログラムの開発 - 知識創造社会の対応を目指して - 」に基づく新たな授業科目「自律協働入門」を引き続き開講する。
その他共通教育委員会においては、前年度に引き続き「日本語技法」、「英会話」、「大学英語入門」、「情報処理 」及び「情報処理 」の 5 科目を実施する。
情報教育委員会は、総合教育センターの「大学教育創造部門」及び各学部の情報教育を担当している組織の協力を得て、新しい授業内容の「情報処理 」、「情報処理 」の自己点検・評価を実施し、改善案を策定する。
- 027) 授業科目を 4 つの教育科目群（基軸科目、教養科目、基礎科目及び専門科目）に区分し、学部の特性を考慮して適正に配置する。また、専門教育においては、基礎科目、専門科目内に、最低限修得すべき授業（コア科目）を各学部が設定し、確実な専門の学識を付加価値として身に付けさせる。特に医学部においてはコアカリキュラムの中で共通教育と専門教育を有機的に結びつける。
- ・各学部は、4 つの教育科目群の適切な配置、単位数配分等を検討し、コア科目の設定、コア・カリキュラムの点検等カリキュラムの改善を行う。
平成 19 年度は、第 57 回役員会において、教育に関する諸課題を解決すべく設置さ

れた教育改革タスクフォースで、平成 20 年度に向けて引き続き学士課程教育改革案を策定する。

各学部は、学部独自の検討と教育改革タスクフォースでの検討を踏まえ、専門教育を含む学士課程教育について改革案をまとめる。

- 028) 地域社会や各種産業界からの要請に応じたキャリア教育を充実させる。このため、大学教育創造センターが中心となり、各学部の特性に応じたキャリア教育システム（資格取得教育コース等の設定を含む）を検討、設置する。
- 各学部は、キャリア開発教育の充実を図り学部カリキュラムを通じて取得できる資格等を整理し、履修案内への記載・ガイダンス等によって周知を図る。さらに総合教育センターの「大学教育創造部門」、「キャリア形成支援部門」が学内外と協力してキャリア教育システムの開発を目指す。
- 平成 19 年度は、「社会協働教育委員会」が総合教育センターの「大学教育創造部門」と連携して、C B I (Collaboration based Internship) 授業、「自律協働入門」、「自律創造学習」を、共通教育において開講する。
- 前年度に設置された教育改革タスクフォースは、共通教育を中心とする学士課程教育の見直しに基づき、新たな共通教育のカリキュラム編成基本方針と担当体制等を策定する。
- 各学部は、学部の特性に応じたキャリア形成支援のためのカリキュラム開発及び実施環境の整備を引き続き行う。
- 029) 多様な学習歴・社会歴を持つ入学生に対応し、導入教育・補習教育を実施する。
- 共通教育においては「物理学の基礎」等自然科学系科目や「大学英語入門」等が実施されているが、さらに各学部、共通教育委員会において導入教育・補習教育の充実を図る。
- 平成 19 年度は、前年度に設置された教育改革タスクフォースにおいて、共通教育を中心とする学士課程教育の見直しに基づく新たな共通教育のカリキュラム編成基本方針及び担当体制等を策定するとともに、新たな初年次教育プログラムを策定する。
- 030) 自分の専攻分野等を入学後に見つける学生に対して転学部、転学科が可能な教育課程を工夫する。
- 各学部において転学部・転学科が可能な体制及び課程を構築し、そのシステムが機能しているかどうかを全学的に点検する。
- 平成 19 年度は、教育改革タスクフォースにおいて、前年度の各学部における転学部・転学科制度の改善策検討結果等を踏まえ、共通教育を中心とする学士課程教育の見直しに反映させる。それに基づき、各学部は必要に応じて関連規則を整備する。
- 031) 高度情報化社会に対応するために、パソコンを必携とした情報教育をより高度なものとして実施し、専門教育における情報化・高度化に対応した授業を充実する。
- 学修環境の向上やITの使用が急速に普及した高度情報化社会への対応等のため専門教育においてもパソコンを有効に活用する知識創造社会対応型の情報処理教育の内容及教授法の開発等を目指す。
- 平成 19 年度は、共通教育委員会において、前年度に引き続き平成 18 年度以降入学生に対応した情報教育（基軸科目の情報処理・ ）を実施する。
- 共通教育委員会及び各学部は、パソコン必携のもとでの情報教育の改善案を平成 20 年度に向けて策定する。

教育方法に関する具体的方策

- 032) 授業科目ごとに授業の到達水準と成績評価基準をシラバスに明記し、学生に周知させる。同時に、担当教員は、大学教育創造センターを中心にしたFD活動を通じて、適切な到達水準と成績評価基準設定並びに授業形態に関し、不断の見直しと改善を行う。
- ・授業の到達水準と成績評価基準については、学生に周知させる手段である電子シラバスを充実させるとともに、総合教育センターの「大学教育創造部門」は、適切な到達水準の設定・シラバスの作成・IT利用・授業形態の改善等に関してFD活動を実施する。
- 平成19年度は、共通教育委員会において、成績評価基準の適切な設定とシラバスへの明記を促進するためのFD活動などを実施する。
- また、シラバスのフォーマットの改善について、共通教育学生委員会と協力しながら、改善策を策定する。
- シラバス実施専門委員会は共通教育、総合教育センターの「大学教育創造部門」、各学部学生委員会及び教務システム担当事務と協力してシラバスフォーマット及びシラバスシステムの改善を図る。
- 033) 斬新な教育方法を構築し「特色ある大学教育支援プログラム」採択を目指す。
- ・総合教育センターが中心となって、「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」等の教育に関わる競争的資金の獲得を目指す。
- 平成19年度は、総合教育センターの「大学教育創造部門」におけるGP獲得のための支援WGの活動として、各申請者に対し支援を行う。
- 034) 授業担当教員が相互に参観する授業を活発に実施し、教育方法の改善を図る。
- ・各学部・共通教育委員会は授業改善のためのFD活動の一環として授業の相互参観を行うとともに、学部ごとにテーマを明確にしたモデル授業・研究授業・事後研究会等を実施する。
- 平成19年度は、共通教育委員会及び各学部において相互参観授業、研究授業等を実施し、それに基づくFD(報告会、研修会等)や授業改善のための活動等を行う。
- また、共通教育委員会は、「共通教育学生委員会」を上記の諸活動と連携させ、各学部は、FDに学生を参画させるための仕組みについての改善を図る。
- 共通教育委員会は、学生委員会と協力して学生参加型FD活動を行う。
- 035) 大学が公認する学生の自立的学内外サポート組織(Students Organization for Self-help and official Support、S・O・S)を支援・充実し、学生による相互学習を促進する。
- ・大学が公認する学生の自立的サポート組織(S・O・S)活動への学生の参加を促進し、学生の自主的活動の評価方法を検討するとともに、大学に対する地域のニーズを取り込み、社会において実践的な活動ができる学生を育成するためのプロジェクトを立ち上げる。
- 平成19年度は、総合教育センターの「大学教育創造部門」において、前年度に引き続き一般学生を対象にした「S・O・S的活動企画(学生による学生のための支援企画)」の募集を行い、新しいS・O・Sの組織及び支援システムの検証と更なる充実を図る。
- また、「大学教育創造部門」は、前年度好評を得た学部学生に高校生を加えてのプレゼンフェスタを引き続き実施し、参加者へのアンケート等をもとに、更なる充実・改善を図る。

成績評価に関する具体的方策

- 036) シラバスに明記した到達水準と成績評価基準に従い、厳格な成績評価を行う。
- ・各学部・共通教育委員会は、総合教育センターの「大学教育創造部門」の点検改善等に協力して、シラバス及び成績評価基準の見直しと改善を行う。成績評価の度数分布を作成する等の方法で公平な評価を目指す。
平成 19 年度は、総合教育センターの「大学教育創造部門」において、教員意識調査の実施に向け他大学へのヒアリング調査を行い、教員意識調査票の原案を作成する。各学部はシラバスの作成及び厳格な成績評価に関する教員意識調査を実施する。
- 037) 学生自らの学習達成度を自覚させ、自主的な学習を促すため、フィードバック（答案・レポートの返却、評価内容の通知、模範回答の提示等）を教員に義務付ける。
- ・総合教育センターの「大学教育創造部門」を中心にフィードバックを円滑に行うためのシステム（オンライン学習支援システムを利用したもの等）を構築し、フィードバックを教員に義務化する。
平成 19 年度は、総合教育センターの「大学教育創造部門」において、フィードバックシステムの活用を促進するため、各学部及び情報教育委員会の主催する教職員、学生を対象とするオンライン学習支援システムの説明会に参画する。
共通教育委員会は、全ての授業について各学部の教員にフィードバックを義務化する。
- () 大学院課程の教育内容等に関する目標を達成するための措置
- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
- 038) 各研究科の教育目標、教育研究内容を大学のホームページ、大学院生募集案内、大学案内、企業訪問等で広く公表・周知し、各研究科の内容を理解した入学志願者を集める。これにより、多様な学習歴や職業経験を有する学生の入学を図り志願者倍率の増加を目指す。
- ・各研究科はその教育目標、教育研究内容をホームページ、大学院生募集案内、大学案内、CD、ポスター、企業訪問等で広く公表・周知する。これにより、多様な学習歴や職業経験を有する学生の入学を図り志願者の増加を目指す。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
平成 19 年度は、企業訪問アンケートを通して社会のニーズを把握し、各研究科案内の教育・研究の紹介を一般にもわかりやすい内容にするため、改善に向けて不断の努力を行う。
また、学生に対して各研究科についての説明会を頻繁に開催する。
- 039) 社会人入学を促進するために、アドミッションセンターを中心に自治体や企業に広く働きかけ、連携を強化する。
- ・各研究科は、社会人学生に必要な諸条件を整備するとともに総合教育センターの「入試部門」と協力して自治体・企業との連携等の事業を通じて、社会人学生の入学を促進する。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検し、改善に向けて不断の努力を行う。
平成 19 年度は、各研究科ごとに国際・地域連携センターと連携し、企業人の研鑽の場として活用してもらおうよう民間企業への広報をさらに進める。
また、関係企業他団体との連携をさらに深めて、社会人入学者を増やすための積極的な働きかけを行う。

- 040) 各学部・留学生センターが行なう学生交流や研究の国際交流等を通じて、アジア・太平洋地域を始め世界の国々からの外国人留学生を増やす。
- ・総合教育センターの「修学・留学生支援部門」は学生交流をより活発に行う。各研究科が開設した英語ホームページをさらに充実させ、日本語・日本文化特別コースの設置検討（人文研）、特別コース充実等の措置を取り、外国人留学生を増やす。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検する。
- 平成 19 年度は、総合教育センターの「修学・留学生支援部門」において、外国人留学生に対して、前年度までの留学フェア及び各種進学説明会の効果を検証し、大学独自の計画を含め効率的なリクルート活動を計画する。

教育課程編成に関する具体的方策

- 041) 各専攻における中心的なカリキュラム（履修計画）を確立すると同時に、急速に発展する学問の状況に応じ、カリキュラム編成を逐次見直す。（学生の自主的な企画を盛り込む。）
- ・各研究科は、カリキュラム等について検討するWG等を設置し、そのWG等を中心として、カリキュラムの点検・見直しを行う。その際、修了生アンケート、社会的評価、学生の希望等が基礎資料となる。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
- 平成 19 年度は、各研究科において、平成 20 年度大学院改組計画の実施に向けてカリキュラムの点検・見直しをWG等で引き続き行い、改善を図る。
- また、学生や修了生等にアンケートを実施し、カリキュラム改善のための基礎資料とする。
- 042) 大学院教育のレベルを保つために、学生に対して大学院授業と学部授業の相互乗り入れを図る。
- ・各研究科・学部はカリキュラムの検討WG等を設置し、そのWG等のカリキュラム検討活動の一環として、大学院・学部を縦断する科目の設定を検討する。必要な場合は学部での開講科目の組み替えも射程に入れる。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
- 平成 19 年度は、各研究科において、カリキュラム改革案を取りまとめ改善を図る。特に、平成 20 年度大学院改組計画の実施に向けて従来の大学院・学部を超えた履修制度の在り方について検討する。
- 043) 境界領域や学際領域の学習・研究課題に取り組めるよう各研究科を横断した履修が出来るカリキュラム編成を確立する。
- ・各研究科は自由科目の拡大等カリキュラムの改善を行う一方、それぞれの専門の学問領域での教育を押し進める。さらに、社会的要請を踏まえて人文社会科学と教育学、理学・医学系・農学等研究科を横断したカリキュラムを検討する。また、各研究科に共通の科目の設置も研究科間で検討する。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
- 平成 19 年度は、各研究科において、カリキュラムの検討をWG等で前年度に引き続き行う。
- また、平成 20 年度大学院改組計画の実施に向けて、副専攻プログラムの導入など、研究科を横断する履修の在り方について検討する。

授業形態・学習指導法等に関する具体的方策

- 044) 従来の少人数の授業形態の特色を踏まえた教育方法及び指導方法を改善する。
- 各研究科はその実情に応じて、特殊科目の設置、複数指導、セミナーの開催等を通じて教育方法・指導方法を改善する。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
平成 19 年度は、各研究科において、少人数教育での在り方について一定の評価を行い、平成 16 年度以降の教育方法及び指導方法の改善についての報告書を作成する。
- 045) 最先端で活躍中の国内外研究者による大学院公開セミナーを開催し、学生にインパクトのある教育指導を実施する。
- 各研究科は最先端で活躍中の国内外研究者による大学院公開セミナーを実施する。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検し、改善に向けて不断の努力を行う。
平成 19 年度は、各研究科において、部局間合同研究発表会、物部フォーラム（農学研）、黒潮シンポジウム（黒潮圏）等公開セミナーを前年度に引き続き開催し、併せて学生による評価を実施する。
- 046) 大学院教育についての F D 研修システムを構築し、授業方法等に関する改善を図る。
- 各研究科は F D 担当の WG 等を設置し、そのもとに F D 活動を実施する。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
平成 19 年度は、各研究科の F D 担当 WG で F D のシステム化を図り、F D 講演会等を継続的に実施する。
また、F D に学生の参画を図り、授業方法等の改善を行う。
- 047) 社会人学生の就学を容易にするため、長期履修学生制度を推進する。
- 各研究科は長期履修学生制度、昼夜開講、10 月入学等の拡充・導入を検討し、可能なものから実施する。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。昼夜開講は人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科において実施されている。
平成 19 年度は、平成 20 年度大学院改組計画との関連も考慮して、すでに長期履修学生制度等を導入している研究科は更なる充実を図るとともに、未実施の研究科は研究科の特性を考慮しつつ、平成 20 年度の実施を目処に引き続き検討を行う。

適切な成績評価の実施に関する具体的方策

- 048) 各授業の到達水準をシラバスに明記し、それに応じた厳格な成績評価を行う。
- 各研究科がシラバスの充実、到達水準の明示等の改善策の実施等を行う。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
平成 19 年度は、各研究科において、平成 20 年度大学院改組計画の実施に向けて、シラバスを見直すとともに、電子化を図る。
- 049) 各専攻に関連する分野の外部研究者を含む複数の教員による学位論文審査と最終試験評価により厳正に成績評価をする。
- 各研究科は、複数教員による論文審査の導入・充実により、論文審査の公明性の確保を図る。各研究科は教育改善全般に関して報告書を作成し、その中で当該事項についても点検を行い、改善に向けて不断の努力を行う。
平成 19 年度は、各研究科において、その実情に即して、修士の学位判定における審査基準の見直しを行い、改善を図る。
また、複数教員による論文審査の導入、厳格な成績評価等を前年度に引き続き実施

し、論文審査の公明性の向上を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教員組織の編成に関する具体的方策

- 050) 教養教育である共通教育の授業は全学出動体制で行う。
- ・ 共通教育委員会と各部局等が協議し全学出動体制のもとで共通教育を実施する。さらに新たなカリキュラムの検討と平行して新しい全学実施体制の構築を検討する。
平成 19 年度は、教務・専門教育委員会において、平成 20 年度に向けて共通教育の担当体制を検討し、新たな全学担当・実施体制を構築する。
- 051) 学部及び全国・学内共同教育研究施設に所属する教員は、教育課程編成方針に基づいて各教育科目を担当する責務を負う。
- ・ 各学部の教育目的・目標の実現を図るために必要な教育体制・授業実施体制を整備する。全国・学内共同教育研究施設所属教員の授業担当は、当該施設が各学部・共通教育委員会と協議して決定する。
平成 19 年度は、各学部教員が、教育課程編成方針に基づいて各教育科目を担当する。全国・学内共同教育研究施設所属教員は、授業担当基準に基づき共通教育の授業を担当する。
教務・専門教育委員会は、平成 20 年度に向けてその担当の在り方について検討し、改善策を作成する。
- 052) 男女共同参画や異文化・国際交流等を担う人材を確保し、性別、国籍に配慮した教員の人的構成を目指す。
- ・ 各学部等は、性別、国籍、文化的背景の多様性に配慮した教員の人的構成を目指し、引き続き女性教員・外国人教員の増加を図る。
- 053) 全学的な教育の企画・実施・評価を推進する体制を整備する。このため、教員が定年等により退職した場合には、各部局の教員配置状況を勘案しつつ、全学的な将来構想、計画に基づいて斬新な配置を学長の主導のもとに実施する。
- ・ 全学的な教育の企画・実施・評価を推進する体制を整備し、将来構想に基づく教員配置を実施する。
平成 19 年度は、教員の組織及び人員配置について、改正学校教育法に基づく「教員組織の在り方」及び総人件費削減計画との整合性を図りながら、平成 20 年度実施予定の大学院改組計画に伴う教育組織と教員組織の分離に関する制度設計を行う。
- 054) 長期の勤務の後、退職した教員の能力を生かすために、エルダープロフェッサーセンターを設置し、教育研究業務への参画を図る。
- ・ 退職教員（名誉教授等）が非常勤講師、FD講師、チューター等として教育に参加する窓口となるエルダープロフェッサーセンターを設置する。
平成 19 年度は、エルダープロフェッサーセンターの登録者数を増やすとともに、教育・研究・地域連携活動を中心とする大学の諸活動への登録者の参画を図り、当該センターの活動をさらに強化する。

教育環境の整備に関する具体的方策

- 055) 全学的な建物の見直しを行い、効果的な教育研究が実現できるよう施設の整備、充実に図るとともに、学部の壁をこえて効率的に施設を運用する。
- ・ 全学的な建物の見直しを行う施設マネジメント検討ワーキングを設置し、施設の整備・充実・有効利用計画を策定する。各学部は、それを踏まえ学部・学科・専攻を超えた図書・設備・施設の共同利用体制を確立する。

平成 19 年度は、図書・設備・施設の共同利用を進め、利用者の利便性についての取り組みを行い、学部の壁を越えた効率的な施設運用を行う。

- 056) 分散した 3 キャンパス間での教育を効率的に実施するため、遠隔講義システムを充実する。
- ・各学部において遠隔講義システムの有効な利用方法について検討し、活用する。総合情報センターの「情報部門」は video on demand による講義内容の集積システムを構築する。
平成 19 年度は、前年度に引き続き共通教育委員会において、「教養としての医学概論」で遠隔講義システムを利用する一方、各学部及び共通教育委員会は、学部横断型授業を企画整備し、遠隔講義システムに対応した授業科目の開設案を策定する。
総合情報センターの「情報部門」は、前年度に引き続き操作講習会を開催する等の支援活動を行う。
- 057) 学生用自学自習室の設置、図書館及び学術情報処理センターの機能を充実させ、自学自習のための環境を整備する。
- ・各学部、メディアの森は学生の自習スペース、グループ活動拠点の確保・整備を進める。全学の施設の利用については施設マネジメント検討ワーキングで検討する。
平成19年度は、前年度に教育学部 1 号館を改修したことで、学生用自学自習室が確保できたことから、学部の枠を越えた運用を行う。
- 058) 学生の健康管理支援のための保健管理センターの活動を一層充実させる。
- ・保健管理センターは以下の 4 つの事業を実施する。物部キャンパスにおける活動の強化、カウンセリングの充実、メンタルヘルスの啓発、食生活チェック及び栄養指導。
平成 19 年度は、保健管理センターにおいて、前年度の事業結果を踏まえ、総合教育センターと連携し、更なる学生の健康管理支援を図る。
また、保健管理センターと各学部等関係教職員は連携を密にし、発達障害の学生に対する支援を行う。
- 059) 実験実習の安全性を定期的に点検し、施設・設備の整備と充実を図る。
- ・各学部はその実情に即して、労働安全衛生法に基づく施設整備の検討、WG等の設置、手引きの作成等の事業を実施する。全学的な観点から施設マネジメント検討ワーキングが施設・設備の整備・充実を行う。
平成 19 年度は、安全面から年次計画により、整備・充実を図る。
- 060) 「e-キャンパス」構想に基づいた情報ネットワーク等の整備と活用を行う。(シラバスの情報ネット公開。情報ネットを通じての教材の配布。情報ネット利用の自学自習システムの確立等)
- ・情報ネットワークを介して学生・教員が双方向的にやりとりすることを可能とするシステムを目指して、全学において情報ネットワークを整備する。各学部・総合情報センターの「情報部門」はオンライン学習支援システム、e-learning システム、Web 教材の開発等を進める一方、シラバス公開、履修登録、成績通知等のシステムを確立する。
平成 19 年度は、情報教育委員会と共通教育委員会は協力して、情報教育担当者向け教員 F D を実施し、オンライン学習支援システム及び A L C ネットアカデミー(英語学習システム)の活用を促進する。

教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する具体的方策

- 061) 採用時において、教育能力に関する審査を導入する。
- ・各学部等は、教員の採用時に教育能力に関する審査（項目）を導入し、これを実施する。
- 062) 本学の教員として採用後1年間の体系的な初期研修制度を確立し、実施する。
- ・総合教育センターの「大学教育創造部門」と各学部が共同で有効な初期研修システムを開発し実施する。
平成19年度は、総合教育センターの「大学教育創造部門」において、平成16～18年度に実施した初期研修システムの総括を踏まえた初期研修システムを展開する。従来型の4学部(人文・教育・理・農)合同方式は、参加者から高い評価を得ており、継続し、更なる充実を図る。
医学部は、前年度に引き続き初期研修を実施する。
- 063) 教員の教育能力の向上を目指して、学生による授業評価システムの確立と優秀な教員の顕彰・処遇システムを設ける。また、評価結果の迅速かつ有効なフィードバックシステム（定期的な研修会）を作る。
- ・優秀な教員の顕彰制度（「教育奨励賞」の表彰）を設ける。「教育」を重視する観点から教員の教育能力を処遇に反映させるシステムを構築する。また、総合教育センターの「大学教育創造部門」は、学生による授業評価・フィードバックに関するシステムを開発する。
平成19年度は、教務・専門教育委員会において、この制度の推進を図る。同委員会は、前年度から評価において、組み入れた「学生による授業評価」、「教員相互の授業参観」について総合教育センターの「大学教育創造部門」と協力し、更なる充実を図るとともに評価結果の迅速かつ有効なフィードバックシステムの構築に向け引き続き改善を加える。
- 064) 全学の教育システムの創造、教育能力や教育技法の開発・改善のため、FDや研究を大学教育創造センターが中心となり計画的に実施する。
- ・総合教育センターの「大学教育創造部門」及び各学部は、教育システムの創造、教育能力や教育技法の開発・改善等のFD活動を積極的に実施する。
平成19年度は、総合教育センターの「大学教育創造部門」FD部会の機能強化を一層推進する。前年度の各種FD活動の実績を踏まえて、「全学FD」と「各学部FD」との連携を図り、FD活動を充実する。
- 065) 放送大学、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人水産総合研究センター、地域の試験研究機関（高知県立牧野植物園、高知県海洋深層水研究所等）との交流をより密にし、連携講座制度や公開授業制度を活用して教育の質の向上を図る。
- ・各学部は独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人水産総合研究センター、地域の試験研究機関（高知県立牧野植物園、高知県海洋深層水研究所等）との連携を強化する。また、県内の高等教育機関との単位互換を推進するなど交流をより密にする。
平成19年度は、前年度協定書を交わした高知工業高等専門学校との単位互換を推進するなど交流をより一層密にする。
また、各学部等において、各関係機関との連携による共同研究を充実推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習に係る施設を整備し利便性を図る。

066) 図書館や学術情報処理センターの夜間、休日における利用方法を改善する。このため、セキュリティを考慮した、カードシステム、管理システムを順次設置する。

・平成 12 年 4 月に開館した図書館及び学術情報処理センターが入居する“メディアの森”は、開館当初から学生の利用環境の向上を目指し、学生による夜間開放スタッフの導入等によって平日の夜間開放（午後 8 時閉館）や休日の開館も実現してきたが、これらの成果をさらに発展させ、セキュリティを考慮した、カードシステム、管理システムを順次設置すること等を通して、図書館や学術情報処理センターの夜間、休日における利用方法を改善する。今後は、日別・週別・年間のノートパソコン利用状況を分析し、学生による地域活性支援や実践教育の場としての機能向上と管理効率化を検討する。

平成 19 年度は、新たにメディアの森でのノートパソコン利用傾向を分析するとともに、メディアの森以外の情報コンセントの利用傾向、デスクトップパソコンの利用傾向等の定量データを調査し、ネットワークの適正化を図る。

また、学生のノートパソコン利用傾向を分析し、地域活動支援や実践教育の場としての機能向上と管理効率化について検討を行う。

067) 全学的に利用効率の悪い教室や研究室を整理し、自学自習室等の教育施設環境を充実する。

平成19年度は、前年度に教育学部 1 号館を改修したことで、学生用自学自習室が確保できたことから、学部の枠を越えた運用を行う。

068) アドバイザー教員制度を見直し、実効ある学習指導ができるように年間業務を規定し、実施する。

・実効ある学習指導ができるように年間業務を規定する等も含めたアドバイザー教員制度の見直しを実施する。

平成 19 年度は、総合教育センターを中心に、引き続き実効ある学習指導や学生のメンタルヘルスも含めた学生支援の在り方を検討するとともに、アドバイザー教員に必要と言われはじめている「ファシリテーション (facilitation; 支援)」能力を本学教員が修得できる仕組みの検討と試行を引き続き行う。

069) 大学院生の研究環境を保証するため、共同利用スペースを確保する。

・平成 14 年度の理学研究科応用理学専攻（博士後期課程）の新設に伴って計画中的総合研究棟に大学院生の自学自習室を設置する等によって共同利用スペースの確保を図る。

平成19年度は、前年度に教育学部 1 号館を改修したことで、学生用自学自習室が確保できたことから、学部の枠を越えた運用を行う。

070) 留学生センターの人的、施設の充実を図り、留学生の日本語教育、日本での生活指導に成果を出す。

・平成 15 年度に新設された留学生センターは、留学生支援の充実を図るため専任教員の採用及び既存の学内施設を活用した留学生の「学び環境」の整備を図ってきた。より充実した留学生支援を行うには、留学生センターの人的・物的支援が不可欠であるため、今後は一層の留学生センターの人的、施設の充実を図る一方、S・O・S等の学生組織との連携等を通して、留学生の日本語教育、日本での生活指導に成果を出す。

平成 19 年度は、総合教育センターの「修学・留学生支援部門」において、留学生用日本語段階別オリジナルテキストの活用状況について検証を行い、その結果をもとに日本語教育の時間数、テキストの見直しを行い、充実を図る。

また、学生組織相互の連携を図り、キャンパス内での交流事業を推進し、さらにチ

ューター制度の改善・充実を図る。

生活に係る施設、設備や制度を充実させる。

071) アドバイザー教員制度を学生の生活支援の立場から見直し、学生の生活環境の改善を図る。

・アドバイザー教員制度を 21 世紀で求められる人材能力形成と結びつけた学生の生活支援の立場から見直し、学生の生活環境の改善を図る。

平成 19 年度は、総合教育センター及び学生生活サポート委員会が中心となって、学生生活実態調査を実施し、学生の生活環境の改善に資する。

また、学生を支援する教職員のレベルアップを図るとともに、アドバイザー教員制度の見直しを図る。

072) 経済的に苦しい学生の生活環境の改善、また自主的学習の実を挙げるため、寄宿舍の計画的な整備に努める。

・寄宿舍の整備は、経済的に苦しい学生の生活環境の改善、また自主的学習の実を挙げるためのみならず、交換留学生の生活支援の面からも極めて重要であるので、この要素を取り入れた在り方を目指す。

平成 19 年度は、学生生活サポート委員会において、引き続き寄宿舍制度の改善を実施する。

また、前年度に策定した寄宿舍整備計画（案）に基づき、年次的に整備を行う。

073) 入学料・授業料免除の充実を図る。

経済的支援が必要な学生には授業補助、クラスリーダー、学習チューター等の制度化を図り、決められた時間数、職務を担当させ経済的支援を行う。

・学習の質の向上を担保するため、経済的に苦しい学生を対象とした入学料や授業料免除等の経済的支援を図りつつ、一般学生へのピアサポートの仕組み（授業補助、クラスリーダー、学習チューター等の支援を決められた時間数を担当することを制度化する等）を通して、免除を受けた学生自身の能力養成とこれらを連携させる制度の確立を目指す。

平成 19 年度は、前年度に教育担当理事の下に設置した入学料・授業料免除見直しWGにおいて、大学院生成績優秀者の授業料免除制度について引き続き検討を行い、成案を得る。

074) 障害のある学生の円滑な受け入れ及び障害のある学生の使用に配慮した施設の整備を図る。

・本学では、これまでに入学後病気の進行によって全盲となった学生の復学や重度の四肢不自由者の入学等が生じた際、彼らのスムーズな勉学環境の確保のための整備をその都度行ってきた。これまでの成果を踏まえ、障害のある学生の円滑な受け入れ及び障害のある学生の使用に配慮した施設の整備を図る。

平成 19 年度は、各学部及び身体障害学生支援委員会が協力し、学生の協力を得て各施設における身体障害者への対応状況を再点検し、身体障害者支援の更なる充実を図る。

また、保健管理センターと各学部等関係教職員は連携を密にし、発達障害の学生に対する支援を行う。

就職支援・進路指導の充実を図る。

075) 就職部門の改組、充実により就職支援・進路指導を強化する。

・就業意識の形成支援に加え「学びの動機づけ」にも対応した支援が可能となる就職部門の改組、充実を図る。

平成 19 年度は、社会協働教育委員会と総合教育センターの「キャリア形成支援部

門」を中心に、社会協働型及び自律型授業プログラムがキャリア形成促進をより効果的に実現できるシステム等について検討・開発を行う。

076) インターンシップによる実践教育を推進する。

- ・低学年次からのインターンシップを重視しながら、実践教育を推進する。
平成 19 年度は、「社会協働教育委員会」が、総合教育センターの「大学教育創造部門」と協働して、C B I (Collaboration based Internship) 授業、「自律協働入門」、「自律創造学習」を、共通教育において開講する。
また、「社会協働教育委員会」は、総合教育センターの「キャリア形成支援部門」と協働して、実践教育の推進に資する教育プログラムを現代 G P に申請する。
なお、各学部は学部の特性に応じたキャリア形成支援のためのカリキュラム開発及び実施環境の整備を引き続き行う。

077) 就職ガイダンス、就職試験対策、就職相談等の充実を図る。

- ・近年企業は、これまでの「学歴」重視の採用から、21 世紀の知識創造社会で活躍できる人材の確保のため、大学での学び方等を見る「学習歴」重視採用へと転換しつつある社会の動向に対応した就職ガイダンス、就職試験対策、就職相談等の充実を図る。
平成 19 年度は、総合教育センターの「キャリア形成支援部門」が就職室と協働し、前年度に設置したキャリア形成支援関連プロジェクト（首都圏就職サポート企画開発、キャリアガイダンス講座開発、キャリアデザイン講座開発、業界研究セミナー開発、短期インターンシップシステム開発）の課題について引き続き検討するとともに、就職先開拓のための調査研究を行い、キャリア形成支援関連の充実を図る。
また、「キャリア形成支援部門」を中心に、志ある社会人との触れ合いを通して生きること、働くことの意味を考える「人・遍路 - 88 人プロジェクト（仮称）」の策定を行う。

課外活動を積極的に支援し、活性化させる。

078) 課外活動施設の整備や他団体との連携強化を図る。

- ・学生の自主的な課外活動を保障するための施設の整備に努める。地域の各種団体（文化・スポーツ等）との連携を通じて、課外活動の活性化を図るとともに地域の文化・スポーツの振興に寄与する。こうした、地域の各種団体との係わりを通じて学生の社会的素養の修得や自立を促進する。
平成 19 年度は、学生生活サポート委員会において、前年度に引き続き課外活動施設の整備を図るとともに、各サークルからの情報発信を強化し、地域の各種団体との連携がスムーズに促進できるよう支援を行う。

079) リーダーシップセミナーの実施や安全対策マニュアルの作成等により、安全対策を徹底する。

- ・実態に則したリーダーシップセミナーの実施や安全対策マニュアルの作成等により、安全対策を徹底する。
平成 19 年度は、事務局（学生支援課）において、各サークルの事故等の状況及び発生要因の把握に努めるとともに、実態に即した安全講習会を開催し、事務局（学務課）と協力しながらクラブ活動賠償責任保険、学生傷害保険等の更なる加入を促す。

080) 他大学や学外のボランティア団体との連携を強化する。ボランティア活動、課外活動等で目覚しい功績を挙げた学生の顕彰制度を拡充する。これにより、正課外活動による学生の人的成長や自立を促す。

- ・他大学や学外のボランティア団体との連携を強化・ネットワーク化することを通して学生のボランティア活動、課外活動等を奨励し、かつ目覚しい功績を挙げた学生の顕彰制度を拡充すること等によって学生の人的成長や自立の促進を目指す。具体例と

して、島根・山口・愛媛・高知 4 大学間学生交流自主的・実践的研究プロジェクトへの応募促進、競技を通して学生交流・連携強化を図り、人間的成熟に資するため、四国大学総合体育大会・西日本医科学生総合体育大会への参加を積極的支援する。

平成 19 年度は、事務局（学生支援課）において、他大学等の外部団体との連携状況を常時把握し、実態に即した適切な支援に努めるとともに、積極的にサークルの活動状況を外部に発信することにより、外部団体との連携を促進する。

また、課外活動における成績優秀者への特待制度の導入について、引き続き検討を行い、素案を策定する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

081) 国際的水準の研究拠点の構築に直結した研究の推進を目指す。

- ・理学部、医学部、黒潮圏海洋科学研究科、海洋コア総合研究センター、総合研究センターの「海洋部門（海洋生物教育研究施設）」及び独立行政法人海洋研究開発機構が連携し、「海洋」に関するプロジェクト研究を推進する。
- ・理学研究科と医学系研究科が中心となって、生命、環境に対する総合的な生命科学研究体制を構築し、その中でリサイクル、新物質（バイオポリマー等）、新素材の創生等の研究を合わせて行う。
- ・農学研究科においては、健全なヒューマンライフサイクルのために不可欠な安全で安定した食糧生産と健全な地球環境保全・創出を目指したフィールドサイエンスに特化した研究プロジェクトを構築する。
- ・増加する現代病、難病に対する先進医療の開発に結びつく探求的臨床研究（Translational Research）を引き続き推進する。
- ・海洋コア全国共同利用者との研究協力体制のもとにコアを用いた地球環境変動に係る研究を継続する。

上記計画を実施するため、平成 19 年度は、

1. 学部横断型研究プロジェクトが推進してきたこれまでの研究成果を評価点検するとともに、引き続きプロジェクト研究を継続する。
各々のプロジェクトにおける研究課題は、前年度の実績を評価して決定するとともに、一部は公募し決定する。
2. 理学部、医学部、黒潮圏海洋科学研究科、海洋コア総合研究センター、総合研究センターの「海洋部門（海洋生物教育研究施設）」が独立行政法人海洋研究開発機構と連携し、「海洋」に関するプロジェクト研究を引き続き推進する。
3. 「黒潮流域圏総合科学」を創成し、生物資源再生産機構の解明と環境保全型食糧生産システムの構築に取り組む。
4. 領域横断的研究教育ネットワークの推進を図り、革新的な環境調和型物質変換プロセスの構築、その応用としての画期的なファンクショナルマテリアル/バイオマテリアルの創成を目指した研究を維持する。
5. 増加する現代病、難病に対する先進医療の開発に結びつく探求的臨床研究（Translational Research）を引き続き推進する。
6. 海洋コア全国共同利用者との研究協力体制の下にコアを用いた地球環境変動に係る研究を継続する。
また、新たに海洋コア総合研究センター主体の戦略的研究プロジェクトの策定を目指す。

082) 21世紀COEプログラムの採択を目指し、部局を横断する研究プロジェクト体制を構築する。

- ・海洋を中心として「資源」、「防災」、「環境」、「物質」、「新素材」、「生命」、「情報」等を課題とする研究プロジェクトを部局を横断して実施する。

平成 19 年度は、引き続き「海洋生物研究」、「バイオ・先端医療」、「海洋コア研究」、「環食同源」のプロジェクトを継続する。

また、グローバルCOEプログラム申請課題への対応として、新たに学部横断型研究プロジェクトの成果を基礎としつつ黒潮圏海洋科学研究科、理学研究科、医学研究科、海洋コア総合研究センター、人文学部、教育学部、農学部が海洋研究開発機構（JAMSTEC）との連携協力関係を軸に黒潮流域を主なフィールドとして、そこに内在するあるいは顕在する現代的諸問題や将来像を「地球科学域」、「海洋科学域」、「物質科学域」、「生命科学域」、「人文社会科学域」、等の視点から総合的、領域横断的に俯瞰・探求・解析を目指す。

083) 地域社会の要請に応え、産業界等と連携した研究を知的財産本部を中心として推進する。

- ・理学部と独立行政法人海洋研究開発機構及び高知県立牧野植物園との交流を一層深め、共同研究の実績をあげる。

平成 19 年度は、前年度の共同研究の点検評価を行うとともに、引き続き共同研究を推進する。

- ・探求的臨床研究（Translational Research）を目指した重点研究を産学連携のもとで推進する。地域の医療機関と共同で老化、環境、感染、腫瘍に関し、研究を実施する。

平成 19 年度は、四国TLOとの連携を図りながら、地域貢献度の高いシーズ研究の新規発掘に努めるとともに更なる研究の発展を図る。

- ・地域連携推進本部、国際・地域連携センターさらには各学部の地域交流企画推進委員会等と相互に協力し、高知県及び地域民間企業との共同研究の拡大と進化を図る。

平成 19 年度は、地域連携推進本部、国際・地域連携センターの強化・充実を図るとともに（社）発明協会（客員教授）、㈱テクノネットワーク四国（四国TLO）（派遣客員教授）及び関係機関との連携事業の推進を図る。

- ・近海及び河川に棲息する魚類・藻類の生態・育成に関する研究を各県・市あるいは企業と連携して行う。

平成 19 年度は、前年度に引き続き各県・市及び企業等と連携して、共同研究等を継続・推進する。

- ・知的財産本部を設置し、学内の知的財産を管理するとともに学外に公開し、県・市・町・村あるいは企業、他大学との共同研究の推進を図る。

平成 19 年度は、国際・地域連携センターの「知的財産部門」を中心に知的財産の創出（年間 35 件以上の特許出願）を積極的に図る。

また、引き続いてホームページを通して学内外への公開（情報発信）を行う。

084) 研究環境を整備し、教員・大学院生（博士後期課程）の国際的研究を推進する。

- ・特化したフィールドサイエンス（環食同源、黒潮圏文化）の推進を図る。

平成 19 年度は、前年度の活動を点検評価し、引き続き研究プロジェクトを推進し、当該研究の国際化を図る。

- ・研究者（教員及び大学院生）が積極的に国際学会へ参加できる研究を活性化するとともに、大学院生が積極的に国際学会へ参加できる環境を整備する。

平成 19 年度は、研究顕彰制度の充実を図るとともに、国際交流基金により大学院生の研究発表を目的とする海外派遣事業の助成を行う。

085) 理学研究科、医学系研究科、農学研究科及び黒潮圏海洋科学研究科の中で、「環境、物質、生命」に関わる研究者が協力し、「バイオマテリアル、ファンクショナルマテリアル」創生を目指した研究プロジェクトを構築し、研究体制を強化する。

・理学研究科、医学系研究科、農学研究科及び黒潮圏海洋科学研究科と協力し、研究課題の重点化を図り、環境、バイオマテリアル、ファンクショナルマテリアル、生命に関わる研究を推進する研究プロジェクトの構築と研究体制を整備・強化する。

平成 19 年度は、引き続き領域横断的研究教育ネットワークの推進を図り、革新的な環境調和型物質変換プロセスの構築、その応用としての画期的なファンクショナルマテリアル/バイオマテリアルの創成を目指した研究を維持する。

086) 大学として重点的に取り組む研究概要

<海洋を極とした研究を横断的に行う>

イ．全国共同利用施設として「海洋コア総合研究センター」を開放し、年間 4～5 件の共同研究を採択することで、世界レベルの研究を推進する。

・海洋コア総合研究センターの全国共同利用制度を活用し、他大学及び研究機関との間で共同研究を立ち上げ、海洋コア総合研究センターの施設・設備を生かした共同研究を推進する。

平成 19 年度は、全国共同利用研究の促進を図り、これまでの年 2 回の公募に加え、随時受付を設けて利用者の利便性の一層の向上を図るとともに、中・長期的な視点の共同研究の推進を図る。

ロ．海洋コア総合研究センターを中心として、海底・陸上掘削コアを対象とした地球環境変動、地球ダイナミクス及び地下圏微生物研究に対する基礎研究を主要な研究テーマとする。また、その運営は、独立行政法人海洋研究開発機構と共同して行う。

・海洋コアを用いたメタンハイドレートや地下圏微生物の研究等を大型プロジェクトとして位置づけ、基礎から応用研究を推進する。

平成 19 年度は、引き続き学術研究船「白鳳丸」が採取したコアの受入れと基礎解析を実施する。

また、統合国際深海掘削計画（IODP）による地球深部探査船「ちきゅう」等が採取したコアを継続的に受け入れる。

ハ．海洋コア総合研究センターを中心とした全国レベルのシンポジウムを毎年開催する。さらに、研究センターの教員は国際発表を必ず行い、毎年論文を国際誌に発表する。

・海洋コア総合研究センター主催もしくは学会/独立行政法人海洋研究開発機構との共催による国際シンポジウムを開催する。

高度な研究を遂行し、海洋コア総合研究センターとして 2 編以上の論文を国際誌に発表し、海洋コア研究の創成に貢献する。

ニ．海洋コア総合研究センター、海洋生物教育研究センター、遺伝子実験施設、黒潮圏海洋科学研究科及び各学部の教員が協力し、「海洋」に関わる共同研究プロジェクトを立ち上げ、研究を推進する。

・「海洋」に関する研究テーマを各学部及び各研究科から募集し、それをもとに、共同研究プロジェクトを立ち上げ、研究を推進する。

平成 19 年度は、「海洋」に関する研究成果の点検評価を行うとともに、引き続き「海洋生物研究プロジェクトチーム」及び「コア研究プロジェクトチーム」の研究を部局横断的に推進する。さらに研究課題の一部は公募により決定する。

ホ．高齢者の感染症・循環器病・癌に対する先進医療の開拓を行う。

・高齢化社会の進行を考慮し、感染症、循環器病、癌、アレルギー疾患に対する先進医療の開発を主軸に研究を推進する。

平成 19 年度は、

- ・部局横断型研究プロジェクトである「バイオ・先端医療プロジェクトチーム」における感染制御研究をさらに推進し、より進化を図る。
- ・都道府県がん診療連携拠点病院としての先進的がん診療推進・地域支援に資する研究を図る。
- ・PETセンターにおける診療を通じて、癌の早期診断・予防に資する研究を推進する。

へ．自然、文化等の地域特性を生かした「フィールドサイエンス」に関わる研究者が協力し、環境と人類社会の調和をテーマにした高知大学の独自性をもった研究プロジェクトを立ち上げ、国際水準の研究を推進する。

- ・健全なヒューマンライフサイクルを行う上で不可欠な環境の保全・創出と安全な食糧生産に関わる研究組織を構築し、「環食同源」をキーワードとしたフィールドサイエンスに特化した研究の重点化を図る。

平成 19 年度は、学部横断型プロジェクトである「環食同源プロジェクトチーム」において、「環境保全型食糧生産システムの構築」をメインテーマに3つの研究テーマ（環境修復、高付加価値化、教育）で構成し、これらの研究成果を基に、地域社会において「環食同源」理念の啓蒙と実践を展開する。

また、引き続き「黒潮流域圏総合科学」の創成を目指し、「環食同源」をキーワードに自然科学・社会科学・医学の面から総合的に研究を進める。

研究成果の社会への還元等に関する具体的方策

087) 企業、自治体等と交流を強め、共同研究を推進し、当該成果の公表とともに共有化を図る。産官学連携の件数を6年後は現在の1.5倍以上にする。

- ・平成 17 年度に地域との連携をより強化・支援するため、地域共同研究センター、生涯学習教育研究センター、知的財産本部等の複数の学内組織を統合した「国際・地域連携センター」において、各種産学官民連携事業を推進するとともに以下の事業を行う。

企業との共同研究の支援強化を目指して、マッチングセミナーやシーズ紹介企画を積極的に開催する。

高知県試験研究機関との協定書に基づく共同研究を推進・支援する。

競争的資金獲得のためのセミナー（四国経済産業局テクノキャラバン等）を支援する。

各種プロジェクト及び共同研究、地域の資源創出等の産学官民連携事業を推進する。教員の発明の技術移転を国際・地域連携センターが中心となって支援し、知的財産の創出及び活用を推進する。

平成 19 年度は、前年度に引き続き自治体・企業等との連携事業、教育研究成果の活用及びプロジェクト事業等について、各学部等と連携して、各種事業を推進するとともに積極的に各方面に広報活動を行う。特に地域の特性・資源を活かした、地域の課題解決に資する各種プロジェクトの創出を行う。

088) 民間企業に対する技術指導、技術移転及び共同研究、受託研究を推進する。

- ・防災、環境、リサイクル、物質創成、新素材、海洋、バイオテクノロジー、微生物遺伝子資源、エネルギー、食品、医療等の分野における研究実績を基に、地域医療機関、民間企業等への技術指導、技術移転及び共同研究、受託研究を推進する。本学と高知県の間で締結された研究交流協定書に基づき、試験研究機関との共同研究、受託研究を推進する。

平成 19 年度は、前年度に引き続き試験研究機関、地域医療機関、民間企業等への技術指導、技術移転及び共同研究、受託研究事業を推進する。

また、産学官連携による地域資源を活用した新産業・新事業創出プロジェクトを企

画・推進する。

089) 知的財産本部を設立し、その中に、知財管理運営部門、シーズ管理運営部門、評価部門を設け、知的財産を管理・運営し、地域連携を推進する。6年後の特許取得件数を現在の1.5倍以上にする。

・知的財産部門は、研究推進本部、教育推進本部、地域連携推進本部と連携し、研究成果の特許取得を計画する。知的財産創出、取得、活用等の知的財産に関する啓発のため、適切な専門家を部門に配置し、技術移転交流会、特許流通フェア等への参加、特許セミナー及び相談会の開催を積極的に行い、大学から生まれる発明の増加を図り、競争的資金の獲得を目指す。

平成 19 年度は、前年度に引き続き知的財産セミナー及び特許講習会・相談会等の活動を充実させるとともに、技術移転交流会及び特許流通フェアへの参加を積極的に行い、知的財産を管理・運営し、産学官連携を推進する。

研究水準の成果の検証に関する具体的方策

090) 論文数（理系教員は1人当たり年間1編以上、文系にあっては0.5編以上）、インパクトファクター、サイティションインデックス、招待講演回数、海外共同研究件数、外部資金獲得額、受賞件数等の研究成果指標を活用し、予算・人的資源の傾斜配分、重点化を行い、研究水準の向上を図る。

・各学部の特殊性を加味し、学術論文数、指導した卒業研究・修士論文数、科学研究費補助金取得状況、共同研究受け入れ状況、受託研究受け入れ状況、奨学寄附金受け入れ状況、特許発明数、地域社会との交流、国際交流、国際研究協力、研究科の維持・管理実績、地域貢献等を点数化し、個々の教員の研究活動を総点で評価するシステムを構築する。それに基づいて予算・人的資源の傾斜配分、重点化を推進し、研究水準の向上を図る。

平成 19 年度は、教員の総合的活動自己評価等による評価基準を引き続き検討し、より効果的な傾斜配分を実施する。それとともに、サバティカル制度を含めた人的インセンティブの付与を検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究者の配置に関する具体的方策

091) 学内共同教育研究施設と学部附属施設の組織・運営を見直し、特に人員配置を含めた体制の柔軟化を図る。またそれぞれの施設の運営を、研究科あるいは学部の研究（プロジェクト支援）に基づいた運営とする。

・海洋生物教育研究センター、遺伝子実験施設、医学部附属動物実験施設、医学部附属実験実習機器センター、医学部附属 R I センター等に分散されていた施設・設備を機能的に統合し、改組された総合研究センターの教育研究支援体制を強化する。さらに、研究機器の共同利用システムの構築、大学としての重点・大型研究プロジェクトのための大型機器導入等研究設備の充実を図る。

・地域共同研究センター、生涯学習教育研究センター、留学生センターの一部を改組した国際・地域連携センターの一体的運営の推進並びに地域連携の中核組織として一層の強化を図る。

・教育学部附属教育実践総合センター、理学部附属水熱化学実験所、理学部附属高知地震観測所、農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター等は学内共同教育研究施設との連携を密にし、より具体的かつ特化した地域連携プロジェクトを実施する。

・総合情報センターの「情報部門」は医学情報センターと連携し、高速演算サーバ等の計算機システム及び学内ネットワークシステムを、より安全に安定的に運用することを通じて、研究利用の支援を行う。プログラム開発支援、インターネットを介しての

実践研究やマルチメディアを活用した研究の支援等、学内受託サービスを行う体制を整備し、プロジェクト研究の推進に貢献する。

上記計画を実施するため、平成 19 年度は、前年度に引き続き各センター及び学部附属施設の位置付けの見直し、充実及び発展を進めるとともに、プロジェクト研究の推進並びに地域連携体制の再構築を図る。

092) 研究を戦略的に推進するべく、学長のリーダーシップのもと、特定の教員に研究のインセンティブを付与する。

- ・重点研究プロジェクトとして選択された課題に関しては、特に学長が指名した教員を中心に研究体制を立ち上げるシステムを構築する。

平成 19 年度は、学長指導のもとに、[学部横断型プロジェクト研究]を進めている各プロジェクトに予算を重点配分する。新たにサバティカル制度を含めた人的インセンティブの付与を検討する。

093) 学部・学科を越えて、競争力のある研究プロジェクトチームを立ち上げる。

- ・学長のリーダーシップのもとで、その実績に基づいて下記研究プロジェクトを立ち上げる。

未利用海底微生物の探索と利用

海洋底の高機能性物質科学

海洋生物由来バイオマテリアルの探索と利用

海洋天然物の単離、分析、合成

海洋天然物を活用したバイオセンサーの創出

海洋エネルギー資源

黒潮圏での人類と自然との共生

黒潮がもたらす海洋資源利用の科学的研究拠点形成と地域振興

平成 19 年度は、

(1)「海洋生物研究プロジェクト」、「バイオ・先端医療プロジェクト」、「コア研究プロジェクト」、「環食同源プロジェクト」の継続を前提に点検・評価を行った上で、一部の課題については学内公募を行い決定する。

(2)「黒潮流域圏総合科学」の創成、生物資源再生産機構の解明と環境保全型食糧生産システムの構築を目指す。

094) 客員教授等の制度を利用し、研究の活性化を図る。

- ・独立行政法人海洋研究開発機構、高知県立牧野植物園、高知県海洋深層水研究所、独立行政法人水産総合研究センター等の連携機関から研究者を客員教授として招聘し、研究水準と国際競争力の一層の向上を図る。

- ・アジア・太平洋地域から「海洋」、「生命」、「環境」等に関連した研究者を客員教授として招き研究交流を推進するとともに、新たな連携機関の開拓を図る。

上記計画を実施するため、平成 19 年度は、引き続き各研究プロジェクトに数名の客員教授を委嘱し、研究の活性化を図る。併せて数名の客員教員の増員を図る。

095) リサーチフェロー制度と期限付き研究員制度を設置する。

- ・重点研究プロジェクトの発展・推進のために、リサーチフェロー制度と期限付き研究員制度を設置する。ただし、期限付き研究員は博士課程修了者を対象に公募する。

いずれも年間数名採用し、特定の重点化された研究プロジェクトに配置する。

平成 19 年度は、リサーチフェローと期限付き研究員（短期研究員）の拡大と充実を図り、特定の重点化された研究プロジェクトに配置し研究を推進する。

- 096) 公正な業績評価に基づいた公募制を実施する。
- ・研究者の採用に関しては広く学内外に公募し、適材適所の人材を求める。その採用の基準として、著書・原著・総説・症例報告等を区分し、学会発表も国内・外のものをグレード別にして業績評価を行う。
平成 19 年度は、公募制の基本方針に基づき各学部等が、採用等の基準を整備し、実施する。
- 097) 多様化し発展する社会に応じて、研究者の多様性（経歴、性別、国籍等）を強める。
- ・公募制の基本方針に沿って多様な人材を求め、研究者の多様性を強める。

研究環境整備に関する具体的方策

- 098) 学長・部局長裁量経費のシステムを合理的に活用し、プロジェクト研究を推進するとともに、公正な研究業績評価に基づく重点化予算分配制度を構築する。
- ・学長・病院長・部局長裁量経費で実施する各プロジェクト研究は、学長・病院長・部局長のリーダーシップのもとで点検評価し、重点化予算配分を行う。
また、年度計画実施経費で実施するプロジェクト研究については、プロジェクト研究分担者の業績評価を適正厳密に行い、構成員の適正な入れ替えを実施し、プロジェクト研究の活性化、実行的推進を図り、新たな公募型研究課題を設け、公募・採択し予算配分の重点化を行う。
- 099) 国内外の教育研究機関との研究連携協定の締結と、ソフトとハードの両面における連携を強化する。
- ・国内外の研究機関（独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人産業技術研究センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人国際農林水産業研究センター、国際農業研究協議グループ機関、高知県立牧野植物園、高知県海洋深層水研究所、高知県立工業技術センター等）との連携を一層強化する。また、国内外の大学（国外ではアジア・アフリカ・アメリカ等）との研究連携協定を締結し、人的交流及び情報交換を行い、共同プロジェクト創出を図る。また、資金、施設の面において全面的に支援する体制を構築する。
平成 19 年度は、研究連携協定締結機関との共同研究を推進し、共同プロジェクトの創出を行う。
さらに国際交流基金を活用し、国内外の大学・研究機関との教育・研究連携協定の締結を進める。
- 100) 研究に関わる事務手続きの簡略化と研究施設・設備の管理への事務の全面的バックアップ体制を整備する。
- ・研究に関する各種書式の簡略化を図るとともに研究施設毎の設備のデータベースを作成し、定期的に整備点検する体制を検討する。
平成 19 年度は、研究に関する各種様式の簡略化を一層進め、研究施設ごとの設備のデータベースをより充実させ利用促進を図る。
- 101) 機器備品の共同利用と共同管理体制を構築し、同時にオープンラボやレンタルラボを設置する。
- ・機器のより一層の共同利用を行い、オープンラボ・レンタルラボの全学的な拡大を図る。
平成 19 年度は、研究の高度化、拠点化を図るため、従来の中核事業内容に加え、前年度に整備された「総合研究棟」を活用するため、共同利用スペースを確保し、研究支援を行う。

- 102) 学術情報・図書・雑誌等の資料の集中管理化と電子化を図る。
- ・資料の所在情報を整理すると同時に資料を再配置し、電子的検索で所在が分かるシステム（電子学術情報システム）を設計・構築する。そのシステムにより、図書・雑誌・学術情報（紙媒体）の集密化を推進する。
- 平成 19 年度は、研究室等で購入している図書資料についても、OPAC に登録することにより、図書システムで資料の配置場所を検索できるようにする。

研究の質の向上システムに関する具体的方策

- 103) 定期的に教員個人に関する自己点検・評価及び外部評価を行い、各研究の業績を学内に開示するとともに、研究の質の向上を図るシステムを構築する。
- ・学術研究活動、地域連携活動及び外部資金獲得額等に関する目標値を研究者個人ごとに毎年設定し、年度末に達成度についての自己評価を行い、研究の質の向上を図る。
 - ・目標値と達成度及び学術研究内容について、2年ごとに第三者による外部評価を行い、研究の質の向上を図る。
 - ・自己点検評価と外部評価を基に、本学としての特色ある研究成果を加味したうえで、評価本部による総合評価を2年ごとに行い、学内に開示するとともに研究の質の向上を図る。
- 上記計画を実施するため、平成 19 年度は、教員の総合的活動自己評価及び組織評価を継続して実施する。併せて組織評価を活用した外部評価を試行的に実施する。
- また、自己点検評価と外部評価の結果を基に行う総合評価について検討を開始する。
- 104) 学術研究活動（論文数、インパクトファクター、学会賞受賞、招待講演、国際学会発表数、科研費実績、学会活動）、地域連携活動（特許出願数、地域共同研究実施数、外部資金導入実績）を、それぞれグレード分け・数値化してその数値を考慮して研究費の重点配分を行う。その事により研究支援体制の強化を図る。
- ・教員の学術研究活動、その成果に基づく地域連携活動面での貢献度を適正に評価する全学的システムを構築する。評価に基づき、研究費を学内へ競争的配分する方式を採用する。
- 平成 19 年度は、前年度の検討を踏まえ、教員の総合的活動自己評価等による評価基準を引き続き検討し、より効果的な傾斜配分を実施する。
- ・各部局内の点検評価委員会（仮称）はさらに研究成果面で i) 学術論文数、学術論文の質（インパクトファクター、サイティションインデックス等）、ii) 国際的、全国的学会での講演、発表数、iii) 外部資金導入実績（科研費獲得、受託研究等）、iv) 特許申請・取得状況、v) 国際交流、国際研究協力、vi) 学会活動、受賞歴等の項目について点数化し、個々の教員の研究活動を総点で評価を行う。同様に、地域連携に基づく研究活動・成果（外部資金導入、地域共同研究数等）を評価する。評価結果により、学内での研究費の傾斜配分を実施する。
- 平成 19 年度は、部局において、傾斜配分や重点配分に努めるとともに、前年度の検討を踏まえ、より効果的な傾斜配分や重点配分を実施する。

学部・研究科等の研究実施体制等に関する具体的方策

- 105) 各学部において、研究の特化・推進、研究施設等の整備・充実により、地域との連携を図るシステムを構築する。
- ・学部長及び研究科長のリーダーシップのもと、重点研究の推進及び研究施設等の整備充実を引き続き遂行する。
- また、国際・地域連携センターを中心に、地域との連携事業の推進を図る。

- 106) 黒潮圏海洋科学研究科における研究を、人文、教育、理、医、農の各学部からなる研究者の参加のもとに行うとともに、研究活動を地域に開放し、連携を図る。
- ・「黒潮圏の海洋科学」をキーワードに、本学のすべての部局に所属する海洋関連の研究者が結集して、いくつかのプロジェクトを立ち上げ、研究を推進する。これらの成果は公開シンポジウム等によって広く学内外に開示し、そのシーズを高知県の研究機関や民間企業のニーズと連結、実用化等の連携研究への発展を目指す。
 - 平成 19 年度は、農学部、黒潮圏海洋科学研究科、医学部を軸とし、人文・教育・理の各学部及び総合研究センターの「海洋部門（海洋生物教育研究施設）」・海洋コア総合研究センター等の様々な分野での協力により、「黒潮流域圏総合科学」の創成を引き続き目指す。
 - 各研究プロジェクトの研究課題をより一層推進し、研究の成果をシンポジウム等によって学内外に開示する。
- 107) 農学研究科は、引き続き愛媛大学大学院連合農学研究科博士課程を香川大学大学院農学研究科、愛媛大学大学院農学研究科とともに構成し、一大学のみでは期待しがたい分野を相互に補完しつつ、生物資源生産やその利活用並びに環境の保全と修復等に関わる諸分野の科学技術の深化・発展に資する世界水準の研究を行う。
- ・愛媛大学、香川大学農学研究科とともに、既存の教育分野は確保しつつ、研究面では、各大学で得意とする分野を育成し、学内拠点形成支援プログラムに採択されるに足る世界水準のプロジェクト研究を提案する。また、各農学研究科間で境界領域のプロジェクト研究を立ち上げ、大学間横断的な研究体制を構築する。
 - 平成 19 年度は、平成 18 年度に合意した「愛媛大学と高知大学との「四国西南地域」についての研究連携に関する覚書」に基づく具体的な共同研究プロジェクトを立ち上げるとともに、引き続き、愛媛大学・香川大学の研究者との共同研究ユニットの可能性を探る。
 - また、実施してきた共同授業（連携授業）の検証を行い、改善を加え本年度も実施する。
- 108) 医学部と理学部が共同し、基礎医学・生物学等の生命科学に関連する新しい分野を開拓する。その中で理学研究科と医学系研究科の大学院重点化を目指した新研究領域の創出、研究施設の整備・充実等により、世界水準の研究を実施するとともに、地域との連携を強化するシステムを構築する。
- ・医理学術研究交流会を組織し、年 3～4 回のセミナー、シンポジウムを実施する。理学研究科博士後期課程と医学系研究科博士課程のメンバーを中核として、下記のような基礎と応用の共同研究分野を開拓する。
 - 平成 19 年度は、前年度の取り組みを引き続き継続する。
 - また、全学的な研究活性化を目指した部局間合同研究発表会を定期的開催する。
 - さらに、理学研究科・医学系研究科・黒潮圏海洋科学研究科に属する研究者を組織し、領域横断的研究教育ネットワークの推進を図り、革新的な「環境調和型物質変換プロセスの構築」、その応用としての画期的な「ファンクショナルマテリアル/バイオマテリアルの創成」を目指した研究を維持する。その成果はニュースレター、リサーチマガジン、ホームページ、シンポジウム等により学内外へ発信する。

学内・全国共同研究の推進に関する具体的方策

[学内共同研究]

- 109) 海洋コア総合研究センター、海洋生物教育研究センター、遺伝子実験施設、黒潮圏海洋科学研究科、農学部、理学部、医学部、人文学部と教育学部等の中で「海洋」に関わる研究者がいくつかのプロジェクトを構築し、研究体制を立ち上げる。
- ・学内の「海洋」に関わる研究者が、共同で研究プロジェクトを立ち上げ、実施し、成果発表を行う。中でも、深海底生物、深海性バクテリアの有用遺伝子の探索、地球環

境科学と自然災害科学の学際的研究、海洋底資源科学と海洋環境科学、さらには、メタンハイドレート研究等が主要テーマとなる。

平成 19 年度は、「海洋」に関する共同研究プロジェクトを前年度に引き続き推進し、研究成果の国際発表を行う。

また、農学部、黒潮圏海洋科学研究科、医学部を中心にした「黒潮流域圏総合科学」のプロジェクトは以下のサブプロジェクトから構成され、「海洋」に関する共同研究プロジェクトと協同し研究の推進を図る。

- 1) 黒潮圏における生物資源再生産機構の解明と生態系の保全・修復
- 2) 環境保全型食糧生産システムの構築
- 3) 新たな未利用資源の探索とその有効利用

[全国共同研究]

110) 海洋コア総合研究センターを中心にして、企業等（赤穂化成、浅田骨粉等）、独立行政法人海洋研究開発機構及び全国共同利用者と協力し、海洋コアに関する世界的研究を目指す。

- ・ 統合国際深海掘削計画（IODP）に関わる共同研究プロジェクトを実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

教育における地域社会との連携等に関する具体的方策

111) 民間資金を活用した特別コース等（ビジネス講座等）を設け、産業界、官公庁から講師として年間30人以上招聘する。

- ・ 地域社会との連携のもと、社会人学生のリカレント教育科目とともに学生の学習意欲と出口での動機づけを図るためにMOT関連科目等実学的ビジネス講座科目を設置する。講師は産業界、官公庁を含む外部からも登用する。

平成 19 年度は、各学部（医学部を除く）で社会人を活用したビジネス講座等、なお一層の拡充を図る。

112) 大学教育における産業界、地域社会等との連携を推進する。インターンシップを学年の早期（2年次）より実施する。

- ・ 産業界・地域社会から講師を招き、全学のカリキュラムの中に正規の授業としてインターンシップを位置づける。

平成 19 年度は、「社会協働教育委員会」は、総合教育センターの「大学教育創造部門」と連携して、CBI（Collaboration based Internship）授業、「自律協働入門」、「自律創造学習」を、共通教育において開講する。

また、各学部は、学部の特性に応じたキャリア形成支援のためのカリキュラム開発及び実施環境の整備を引き続き行う。

113) 公開講座等の開催と参加者の増加のため、マスコミ媒体を通じての本学の公開講座のPRを行い、サテライト教室の開設、地域に出向いての講座開設等、多様な形態で公開講座を年10回以上開催する。

- ・ 前年度に引き続き市町村各種団体と連携した公開講座の開設等、多様な形態で公開講座を開催する。

114) 授業を公開講座として一般に開放する。

- ・ 共通教育科目、専門教育科目を公開講座科目として一般に公開する。

平成 19 年度は、前年度に引き続き地域の社会人に対し、演習・実験を除く全ての共通教育科目・専門教育科目をオープンクラスとして原則的に公開するとともに、広く地域社会に広報活動を行う。

- 115) 出前授業の実施や大学授業を開放し、地域社会との交流を強める。
- ・出前授業を推進し充実させるとともに、オープンキャンパス、大学一日公開等との有機的連係を図る。
- 平成 19 年度は、前年度に引き続き県内外の高等学校と連携して、出前授業・模擬授業を充実し、大学授業の開放等を推進する。

研究における社会との連携等に関する具体的方策

- 116) 地域社会との連携・協力を促進するための具体的方策として、地域連携推進本部を設け自治体や企業から構成される協議体との連携を進め、地域的ニーズのある研究を押し進める。
- ・地域社会との連携・協力を促進する国際・地域連携センターにより、産官学共同事業、講演会、シンポジウム等の実施体制を整備・充実させるとともに、事業を実施する。また、同センターが中心となり渉外活動を常時行い、産業界の研究に対するニーズの把握に努める。また、相互の交流を行うための常設組織を設置する。
- 平成 19 年度は、前年度に引き続き自治体や企業等との連携を推進するとともに、共同研究事業やシンポジウム、講演会等を主催・共催し、社会のニーズに応える。
- 117) 公開講座、講演会、シンポジウム等を積極的に開催し、情報を発信して地域住民の知的活動に寄与する。
- ・地域社会に積極的に情報を発信するとともに公開講座、公開シンポジウム、セミナーの開催、研究成果の公表等を行い、地域住民の知的要求に応える。
- 平成 19 年度は、自治体や企業等との連携した公開講座、講演会、セミナー等を積極的に開催し、地域の課題や住民の知的要求に応える。
- また、前年度に国立科学博物館で開催した展示企画展「黒潮の恵みを科学する」を高知県内において実施し、科学の重要性と大学の教育研究を発信する。
- 118) 大学コンソーシアムを視野に入れ、地域の行政・公私立大学等との教育研究資源の共有化を推進する。
- ・公私立大学、試験研究機関、企業の研究部門との間で、教育研究資源共有化を推進する。
- 平成 19 年度は、前年度に引き続き公私立大学、試験研究機関、企業の研究部門との間で、教育研究資源共有化を推進する。
- また、「高知学長会議」のメンバーである高知大学、高知工科大学、高知女子大学及び高知工業高等専門学校が有する知的な資源を積極的に地域社会に還元する。具体的には、「小・中学校の理科教育」を実践し、科学技術・理科教育の充実化を図る。

国際交流・協力に関する具体的方策

- 119) 外国人研究者の招聘や、教職員及び大学院生の海外派遣を推進するため、留学生センターを国際交流センター（仮称）として拡充改組し、国際的な教育研究ネットワークの推進を図る。
- ・留学生の受け入れ及び教職員・大学院生の海外派遣のみならず研究者の国際交流を円滑に推進するため、「国際・地域連携センター」の国際交流部門と「総合教育センター」の修学・留学生支援部門が相互に連携し、国際交流業務を行う。
- 独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国際協力機構等と連携するとともに大学交流協定等を活用し、国際的な教育研究ネットワークを進める。
- 平成 19 年度は、前年度に引き続き国際的な教育研究ネットワークの推進化を図り、外国人研究者の招聘及び留学生の受入れ、また、教職員及び大学院生の派遣をより一層円滑に進め、国際・地域連携センターの国際交流部門の充実及び発展を図る。

- 120) 現在の大学交流協定校を見直すとともに、大学間交流の拡大を図る。締結校との学生・研究者の交流を各学部・国際交流センター（仮称）において推進する。特に重点化研究に関わる部局を中心に学生・研究者を受け入れ、6年間で現在の1.5倍以上に増やす。
- ・国際・地域連携センターを中心にして、大学間交流協定の在り方を見直すとともに大学間交流の拡大を図り、本学の重点研究分野（資源、防災、環境、物質、新素材、生命、情報）に、学生・研究者を受け入れる。
平成19年度は、国際交流協定締結取扱要領・交流活動報告書に基づき大学間交流の量的な拡大のみならず質的充実も図る。本学の国際戦略上重要と思われる事業には、国際交流基金を活用し、重点的に資源を配分する。
国際・地域連携センターを中心にして、学生・研究者の派遣・受け入れを前年度の1.2倍程度に増やし、国際的交流のより一層の発展を図る。
- 121) 開発途上国を中心に教員の海外派遣を促進する。国際協力機構の集団海外研修コースを充実させる。
- ・独立行政法人国際協力機構の開発途上国への派遣事業を活用するとともに、海外機関及び特に成長著しいアジア地域の高等教育需要に応える。アジア地域の大学間交流協定校の協力関係を推進し、共同研究や研究交流、学校教育や生涯教育への支援、技術移転を推進するため、教員の海外派遣を促進する。また、国際協力機構の集団海外研修員受入事業の拡大と充実を図る。
平成19年度は、前年度に引き続き国際協力機構の技術研修員受入事業（集団型）を実施し、集団海外研修員受入事業（アジア・アフリカ・環太平洋農林水産学外国人学生特別コース（私費外国人留学生用））を受け入れ、研修の質的充実を図る。
また、アジア地域を中心に、防災、医療、環境、農業開発、水産などの分野における協力活動を推進する。
- 122) 留学生の卒業後及び研修生の修了後のフォローアップを充実させる。
- ・アジア、アフリカ、環太平洋地域22カ国から留学生、研修生を受け入れており、その卒業後、修了後のフォローアップを行うため、独立行政法人日本学生支援機構等の事業等を活用し、充実を図る。
平成19年度は、総合教育センターの「修学・留学生支援部門」において前年度開設した帰国留学生を含むネットワーク構築のためのWeb siteの周知、活用を促進する。
語学能力の向上を図るため、TOEFL等の語学検定の実施拡大を行う。
- 123) 英語版のホームページを通じて高知大学に関する情報発信を充実させる。
平成18年度までで事業終了のため、平成19年度は計画なし。
- 124) 地域国際交流組織との連携を強化する。
- ・学外の地域国際交流組織（高知県国際交流協会、南国市国際交流協会、あかつき会、高知大学留学生を支援する会）及び高知地域留学生交流推進会議（県、市、町、村、経済団体）との連携を強化するとともに、国際交流の計画を作成し、実行する。
平成19年度は、総合教育センターの「修学・留学生支援部門」において高知県内の地域国際交流組織である高知地域留学生交流推進会議及び学生組織との連携を深め、各種交流事業を促進させる。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

以下「医療学研究・研修センター」に関連する中期計画は 示す。

医療の質の向上に関する具体的方策

(地域のニーズに密着した医療)

- 125) 地域の事情(過疎・高齢化・遠い時間的距離)に即応した医療体制を構築する。
- ・高知ヘルスシステムの設立:高知大学医学部附属病院が高知県内の医療機関と医療技術、医療情報、人的交流を共有し、患者さんを共同で診療する医療体系を創造する。地域連携室を設置し、県内各医療施設の機能分類を行い、大学病院をコアとしたネットワークを策定し、患者さんに最大の利益をもたらす病態ごとの効率的な医療パス(地域において医療の質を落とすことなく相互紹介により病院の在院日数を縮める患者フロー)を提供する。
 - ・高知ヘルスシステムの運営:医療パスに従ってシステム内の特定機能病院、急性期、慢性期、回復期病院等機能別に患者さんを紹介または逆紹介し、最良かつ効率的な医療を提供する。さらに地域連携室を中心として、各施設のマンパワーの補充を行う。
 - ・高知医療ネットの開設:医療機関および健康・福祉関連施設を回線で接続し、医療機関の相互協力だけでなく患者データを共有することにより予防保健と医療のシームレスな連携および医療から介護福祉へのスムーズな移行を支援する情報基盤の整備を始める。さらに患者さん側へシステム全体の外来情報、機能情報を公開し、ネット上での外来予約システムを設置する。
上記計画を実施するため、平成 19 年度は、ヘルスシステム稼働調査委員会を設置し、調査を開始することで高知医療ネット機能の充実を図る。
- 126) 救命救急施設が県央部に集中する実状に合わせた救急体制の構築に協力する(軽症急患と高次救急の受入)。
- ・3次救急病院が高知市、南国市に3施設が集中する県内情勢を考慮して、1次救急と高次救急に特化した救急体制を構築する。
(A)本院救急システムを整備する。
平成 19 年度は、
 - (1)受け入れ・検査・治療・急性期管理・リハビリまでのシステムを構築する。
 - (2)高知県の救急医療の向上に向けて県・市と協議し、参画する。
(B)高知県CCUネットワーク(心血管救急)を発足・稼働させる。
平成 19 年度は、高知県循環器救急の年次調査を開始する。
- 127) 医師不足の地域と連携した入退院援助サービスを実施し、入院期間の短縮と、再入院率の減少を図る。
- (A)地域の病院、診療所、老人保健施設との連携を推進し、再入院率の減少を図る。
院内においては、MSW・医師・看護師・薬剤師・管理栄養士等で構成するチームによる入退院支援の実施、クリニカルパスの作成・導入・見直しにより、医療の標準化を進め、医療の質の向上と入院期間の短縮を図る。
平成 19 年度は、地域の診療所、老人保健施設とのインターネットを利用した連携強化、入退院支援の実施、クリニカルパスの見直しを行う。
- (B)病棟と外来の看護スタッフの連携・協力体制を整えることにより、入院前の患者さんの不安緩和、積極的な治療への参加を可能にするとともに、入院日数の短縮に繋げる。
病院と地域(医療機関・福祉・訪問看護ステーション等)との連携により、入院中に行った指導が在宅で継続できる体制を整備することにより、再入院率の減少を図る。
地域施設の看護職と事例検討会や研修会を持ち、看護ネットワーク化を推進する。
クリニカルパスの普及と看護部キャリア開発ラダーの運用を軌道に乗せ、看護実践能力の評価を行うとともに看護水準の向上を図る。
平成 19 年度は、地域の看護職との連携を強化する。

また、病棟と外来の看護連携を強化するため、状況に応じた看護体制を検討する。

- 128) 附属病院内施設のオープン化等によって地域に貢献する。
- ・放射線部、検査部においては、他施設からの依頼による検査を実施する（検査の受注については規制緩和を前提とする：他院にて実施した検査のデータ解析及び結果送信を含む）。また検査の受注に際しては、専門的な情報を付加したデータ提供を行い、地域医療に貢献する。
 - ・開放病床の利用を促進する。
 - ・医薬品情報室では、UMIN薬剤小委員会で開発・維持管理している下記のデータベースの開発拡充支援及び共同利用体制の整備を図り、他施設（地域医療ネットワークへの参画を含む）への情報提供網を確立する。〔中毒情報データベース、服薬指導データベース、注射薬情報データベース、薬剤データベース（市販直後調査副作用情報データベース）〕
 - ・栄養管理室では、他院の食中毒発生時には給食の提供を行う。
 - ・他施設からの依頼に応じて医療従事者の指導・派遣協力を行う。
上記計画を実施するため、平成 19 年度は、地域への広報活動を行う。他施設からの受入検査を拡充する（核医学検査を含む画像検査）。情報提供の実施範囲等の拡大を検討する。
- 129) 外来における術前チェックシステムを導入する（入院期間の短縮、手術リスクの軽減、自己血輸血率の向上）。
- ・外来で行う術前検査のシステムを構築する。次の4点に集約される。
 - 1) 検査パターン（パス）の作成により時間やコストの無駄を低減する。
 - 2) 診療科を越えた院内協力体制を構築する。
 - 3) 緊急手術にも対応したシステムとする。
 - 4) 院外施設からの術前評価の依頼にも対応する。（これまでの本院における安全な輸血体制を堅持する。）平成 19 年度は、緊急手術における術前評価を運用し、対象診療科を可能な限り増やす。院外施設の依頼による術前評価について検討する。自己血、貯血システムを完成させる。
また、心電図等のデータシステムを構築する。
- 130) 午後外来、学生外来を実施する。
- ・医療サービスに関して地域のニーズに応えるという観点から、午後外来・学生外来を実施する。他院受診後に専門的医療が必要な紹介患者等を、当日の午後に受け入れることにより、地域の中核病院としての機能を果たす。学生外来に関しては、授業終了後の患者受け入れに配慮する。
平成 19 年度は、午後外来について、可能な診療科から順次一般患者を診療する。
また、授業終了後の患者受け入れに配慮しつつ、学生外来を実施する。
- 131) 接遇改善（待ち時間短縮、患者さん用医学図書の充実）を行う。
- ・午後の時間帯を有効に使うことにより余裕のある予約を設定し、診察及び検査の待ち時間の短縮を図る。
 - ・各診療科待合室のモニターに予約グループごとの診察順を表示する。
 - ・自身の病気に対する理解を深め治療効果を増すために、待合室や病棟談話室に患者さん用医学図書コーナーの設置、充実を図る。また待合室のモニターに各疾患のガイドビデオその他を視聴できるようにする。
 - ・職員の接遇研修を実施する。
 - ・インターネット接続環境を整備する。
上記計画を実施するため、平成 19 年度は、

- ・待ち時間調査を行い、待ち時間の短縮に資するとともに、予約体系の再編成を実施する。(学生外来、午後外来の位置付けを検討する。)
- また、医学図書、ガイドビデオ等に関するアンケート調査を行い、さらに充実させる。

132) 電子化による医療情報の提供を充実させる。

- ・電子カルテの推進によって、個々の患者へ解かり易い医療情報の提供ができるようにし、インフォームドコンセントを充実させる。
- ・患者用のクリニカルパスを広く情報提供し、本院の標準的な医療プロセスを地域社会に公開する。
- ・ネットワークを通じて、紹介患者の医療情報を紹介元医療機関に提供する。
上記計画を実施するため、平成 19 年度は、患者用パスを WEB から参照できるようにし、本院の標準的な医療プロセスを広く情報提供できるようにする。
また、ネットワークを通じて、紹介患者の医療情報を紹介元医療機関に提供するシステムを一部の医療機関と試行運用する。

(医療学研究・研修センター)(良き医療人の養成・災害医療)

133) 医療学研究・研修センターを設立して、更に高度な医学の発展に貢献できる医療を行う。

- ・高度な医学の発展に貢献できる医療を行うため、医療学研究・研修センターを設立する。「医療は患者および地域住民が受け取るものである」を理念として、医療学研究・研修センターは、

医療者のための生涯学習部門(-1 医師・看護師・薬剤師・栄養士・技師の生涯、リカレント教育、 -2 福祉・コメディカルの生涯、リカレント教育)、
全人的医療研修部門(-1 低侵襲医療、 -2 EBM、 -3 心のケア、 -4 緩和ケア、
-5 発達障害児のケア)、

地域のための医療研修部門(-1 プライマリケア研修、 -2 医療福祉支援、 -3 県民すこやか大学、 -4 青春スクール、 -5 発展途上国医療支援、 -6 大規模災害医療、
-7 救命救急医療、 -8 ボランティア研修)、

産学協同研修部門(-1 非医学者医療従事者研修、 -2 再生医療、 -3 医療工学、
-4 遺伝子治療)、

病院管理研修部門(-1 医療安全管理、 -2 栄養管理、 -3 感染制御、 -4 褥瘡制御)

の5部門から構成する。医療学研究・研修センターは大規模災害にも対応する機能を有し、病棟再編も合わせて行う。

平成 19 年度は、下記の事項を推進する。

病院管理研修部門(医療安全管理、栄養管理、病院感染対策、褥瘡・創傷管理)の協働(コラボレーション)をさらに充実させる。

卒前教育および初期臨床研修において、医療安全、栄養管理、感染対策、褥瘡・創傷管理教育を充実させる。

薬害被害者などの卒前、卒後教育への協力を推進する。

地域医療機関に対し、医療管理分野のリカレント教育を行う。

癌化学療法 of 安全管理システムを確立する。

また、特別教育研究経費(教育改革)で採択された「医療学の動向や社会ニーズを踏まえた医療管理研修プログラムの開発 - 医療学教育・研修センターの新設 -」を受け、さらに医療学教育・研修センターの充実を図る。

- 134) 低侵襲手術等を積極的にいき、Q O L (quality of life) の高い退院後の生活を保障する。
- ・低侵襲手術（鏡視下手術、I V R等）を実施し、日帰り手術センターを開設する。治療後患者長期追跡調査・手術成績解析センターを開設し、治療成績を公表する。低侵襲手術部門（鏡視下手術センター、I V Rセンター、日帰り手術センター）を開設する。
平成 19 年度は、高知県低侵襲手術教育・トレーニングセンターの開設準備を行う。術後患者長期追跡調査・手術成績解析センターの開設準備を行う。低侵襲治療・治療後アンケートを施行する。
- 135) 健康管理事業を自治体と協力して推進し、地域住民の健康増進と医療費の削減を図る（高知コホート計画）。遺伝子診断の健康管理への導入を行い、効率的な健康管理システムを構築する。
- ・生活習慣病（糖尿病、肥満、高血圧、高脂血症等）に関係する遺伝子 S N P s 解析を行い、その結果を疾患に対する生活指導や投薬等の治療方針に反映させる。
 - ・E B Mリサーチセンター事業を推進する。
上記計画を実施するため、平成 19 年度は、
 - (1) 前年度の評価を行い、生活指導、治療方針への反映方法の見直しと改善を行う。
 - (2) 生活習慣病（糖尿病、肥満、高血圧、高脂血症等）に関係する遺伝子 S N P s（遺伝子における塩基配列の違い。）解析を行い、その結果を基に疾患に対する生活指導がどれだけ実行されているか確認する。
- 136) 卒前・卒後教育の一元化を図り、ジェンダー・母性に留意し、プライマリ・ケア、全人的ケアを行える医療人養成を行う。
- ・医学部附属病院には将来の医療を担う医療従事者を育成する責務がある。そして医療従事者に求められる資質は変容しつつある。社会のニーズに合わせた医師教育を、医学部と一体となって、入学前から卒後まで一貫した体制で行う。
 - (1) コミュニケーション能力を重視した学士入学（1週間に亘る病院での態度評価を実施）、A O入試（2週間に亘る附属図書館医学部分館での態度評価を実施）の定員枠を拡充する。
 - (2) 医学科低学年におけるコミュニケーション教育（1年次・2年次）、中学年における臨床技能・態度教育（3年次・4年次）、医学科高学年における診療参加型臨床実習（5年次・6年次）を充実させる。
 - (3) ジェンダーやこころを大切にする教育を行う。
 - (4) プライマリ・ケア、全人的ケア、地域医療研修を重視した高知県地域医療研修プログラムを充実させる。
上記計画を実施するため、平成 19 年度は、前年度に引き続き A O入試、学士入学の学生の追跡調査を実施し、定員枠の拡充に資する。
また、地域医療研修を重視した高知県地域医療プログラムを改善・充実する。
- 137) 医療職のリカレント教育、生涯学習の場を提供し、地域の医療の質の向上を図る。
- ・地域で働く医療従事者が最新の医療・看護・介護の知識を習得する機会を提供することは、地域で働く医療従事者のモチベーションを高める、地域への定着率を高める、地域の医療の質を維持するために必須である。医学部附属病院は医師、看護師、技師、薬剤師等すべての職種にリカレント教育、生涯学習の場を提供する。
平成 19 年度は、医師、看護師、薬剤師及び栄養士に対するリカレント教育を実施する。
また、地域における看護師、薬剤師、栄養士に対する勉強会、研修会等へ講師の派遣を行う。

- 138) 市民教育（BLS（一次救命措置）、ACLS（二次救命措置）、禁煙指導）やコメディカルスタッフの教育、養成を行う。
- ・心肺停止の予防・対応・処置に、幅広い視野で取り組む。
 - (A) 一般市民に対するBLS（AED（自動体外式除細動器）を含む）の普及、一般市民に対する疾病や事故の予防教育を行う。（禁煙指導、小児の事故予防）
平成19年度は、市民向け心肺蘇生講習会の準備を行う。
 - (B) 医師・コメディカルスタッフに対するBLS（含AED）・ACLSの普及、院内緊急システム（チーム）の再構築を行う。
平成19年度は、新たにACLS・ICLS（医師）、BLS（コメディカル）コースの受講義務化を検討する。
- 139) 地域連携・貢献グループのアクションプランチとして機能し社会への説明責任を全うする。
- ・地域貢献グループ（高齢者健康増進・深層水・予防医学等）のアクションプランチとしての病院機能、医療スタッフ派遣機能を構築する。
 - ・高知県の健康増進のためのPFI事業（フィットネス・パワーリハビリ）に参加する。
 - ・EBMRIサーチセンター事業を推進する。
上記計画を実施するため、平成19年度は、前年度から実施している健康増進・医療費削減モデルを数町村で継続する。
深層水の予防医学的側面の研究を検証する。また、新たにタラソセラピーを含めた事業展開を検討する。
- 140) 小学生・中学生・高校生に対するメンタルケア・性教育をサポートする。
- ・臨床心理学的分析を小学生・中学生・高校生に対するメンタルケア・性教育に応用する。（思春期精神サポート）
 - ・遺伝子カウンセリングを行う。
上記計画を実施するため、平成19年度は、遺伝子カウンセリング、思春期精神サポートを継続するとともに、子どもの心のケア外来を設置する。
- 141) 微小知能障害児の治療・教育を教育学部と協力して行い、合わせて緩和医療を導入する。
- ・発達障害児の治療・教育を行い、緩和医療を実践する。
平成19年度は、低出生体重児のケアを継続し、効果判定のためのデータを集積する。
また、緩和ケアチームの更なる充実を図る。
- 142) 南海大震災等を想定し、各自治体、他学部・研究施設と共同し、防災の準備を整える。
- ・高知県内の大災害に対する医療体制及び近隣県の大災害に対する支援体制を構築し、被災者のこころのケアを実施する支援チームを組織する。
 - ・東南海大地震に対する支援病院として機能できるハード面の整備を行う。
上記計画を実施するため、平成19年度は、
 - ・防災訓練を実施する。
 - ・災害発生時には災害支援チームが援助する。
 - ・東南海大地震に対する支援病院として機能できるよう予算措置の方策を含め、病院再開を検討する。

(研究成果の診療・社会への反映)

- 143) P E Tの導入を目指し、特化した先進医療を目指す。
- ・ P E T機器の導入に基づく急性期脳卒中の診断や癌治療といった先端医療を実践する高度・高品位の画像診断・先進医療機関として地域に貢献し、健診業務等予防医学にも参画する。
平成 19 年度は、継続的に医療 P E T 及び健診 P E T 業務を遂行する。
また、治療装置として F U S (集束超音波手術装置) 導入を検討する。
- 144) 研究成果の臨床応用を促進し、専門外来 (サブスペシャリティ) の充実を図り、地域における質の高い医療を充実させる。
- ・ 研究成果が地域住民の目に見える形で還元されるようにするために、新しい診療単位を専門外来 (サブスペシャリティ) として独立させる。予防医学的な診療単位や、E B M に基づくセカンドオピニオン外来を含んだ充実を図る。
平成 19 年度は、開設外来の満足度と有効性調査、介入有効性からみたエビデンス (根拠) 作りを実施する。
また、肌の悩み外来、禁煙外来、腰痛外来、慢性疼痛外来、小児成人継続外来、思春期外来、失禁外来、H I V 専門外来のうち必要性の高い外来から開設する。
さらに、新規専門外来の必要度を調査する。
- 145) 主要慢性疾患については合同診療体制をとり、E B M (根拠に基づいた医療) に基づく医療と、医療データに基づくエビデンス作りを行う。
- ・ 中等症から重症の糖尿病、骨粗鬆症、高血圧症等の慢性疾患についての合同診療体制を構築する。患者が併診科を廻る体制から、専門外来として総合的に診療する体制に変換する。軽症、あるいは予防医学を合わせて、診療科間の予防医学的な介入や診療方針の統一を図る。
平成 19 年度は、
 - ・ 合同診療外来のデータ解析を行う (患者さんの満足度調査を含む)。
 - ・ 糖尿病、骨粗鬆症、高血圧症の合同診療を充実させる。
 - ・ 主要な他疾患の併診データベースを作成し、合同診療の必要な症例を把握する。
- 146) 先端医療を取り入れた高度・高品質の医療機関として機能する。
- (A) 特殊治療外来の導入と自己免疫性疾患の効果的なコントロールおよび乾癬の病型にあわせた効果的な治療を行う。(保険外診療と保険診療の両立が条件になる)
- 平成 19 年度は、
- ・ 皮膚悪性腫瘍の診断と集学的治療を行うために、手術療法、薬物療法、放射線療法及び免疫療法の効果的な併用を実施する。
 - ・ 美容皮膚科を導入するために、ケミカルピーリングを実施する。
 - ・ 形成外科を設置し、皮膚科と形成外科が協働して診療を行う。
- (B) 「細胞移植医療センター」を構想しながら、1 . 重症慢性動脈閉塞症に対する骨髄幹細胞移入血管再生療法、2 . 末梢血細胞による血管再生療法、3 . 白血病治療のための骨髄移植また末梢血幹細胞移植、4 . 白血病治療のための臍帯血幹細胞移植、5 . 固形癌に対する W T 1 免疫療法の Phase (臨床試験第 2 相) 試験、6 . 重症糖尿病に対する臨床膵島移植を行う。
- 平成 19 年度は、
- (1) 固形癌及び血液悪性腫瘍に対する W T 1 免疫療法の改善を図り、臨床試験を継続する。加えて、P S A (前立腺腫瘍マーカー) を用いた前立腺癌に対するペプチド癌ワクチン療法の開発を行う。
 - (2) 骨髄細胞移植による血管再生療法が平成 18 年度に高度先進医療として承認されたことを踏まえ、さらに本院での臨床症例を重ねて行く。

(3) 末梢血細胞による血管再生療法についても適応症例に対し順次継続して施行し、その臨床成績についての解析を進める。

(4) 輸血部では

1) 輸血部における「輸血・細胞治療センター」の実現に向けたこれまでの検討をまとめるとともに、血液内科と共同で運営する「無菌治療センター」等の付帯施設の設置に関しても検討を加える。これらをまとめた「輸血・細胞治療部」として更なる発展を目指す。

2) 輸血部による毎日の輸血回診の充実や術前自己血貯血の症例の増加にともない、輸血（・細胞治療）部の人的充実を図る必要性があるため、輸血運営ワーキンググループや関連臨床科の医師による協力を求めることを検討する。

3) 新輸血オーダリングシステムの導入に伴い、日常の同種血輸血管理・自己血管理、輸血検査をさらに安全・確実に行う。また、年々症例が増加している白血病・固形癌治療としての骨髄及び末梢血幹細胞移植を一層発展させて行く。

4) 幹細胞やリンパ球による血管新生療法の症例を増加させて行くと共に、周産期センターの臍帯血幹細胞による血液悪性疾患治療を開始する。

さらに、骨髄幹細胞また臍帯血幹細胞からの培養皮膚等の組織再生療法の臨床実施を目指した研究開発を進める。

(C) 最新の電気生理学的手法やコンピュータ技術の応用と、産学共同開発による生体材料技術を導入し、安全性と低侵襲性を目指した手術や技術を開発すると同時に、遠隔地診療のためのネットワーク化を推進する（1．最小侵襲で安全な整形外科治療法の開発、2．周術期自動血圧管理システムの開発、3．リアルタイム高精彩画像伝送システムを利用した遠隔地診療の推進）

平成19年度は、

(1) 電気診断ガイドによる最小限神経凝固固疼痛除去法の治療成績評価を行うために、イメージガイド下小侵襲 CPC セメント注入法を論文化し、手術手技ビデオの作成準備を進める。

(2) 周術期自動血圧管理システムの製品化を働きかけるために、企業に呈示するよう努める。

(3) リアルタイム高精彩画像伝送システムを利用し、地域リハビリテーション事業を推進し地域貢献に寄与する。

(D) 1．検診により発見される前立腺癌の多くがI 1 2 5を用いた前立腺癌密封小線源永久刺入治療支援システムの対象であるので患者のQ O Lを考慮した短期入院で治療できる上記治療システムを導入する。2．Wilms 腫瘍遺伝子(WT 1)等を腫瘍特異抗原とした尿路性器癌の分子標的免疫治療の開発を行う。

平成19年度は、

(1) P S A（前立腺腫瘍マーカー）を用いた前立腺癌スクリーニングと前立腺癌密封小線源永久刺入治療を継続する。

(2) 局所放射線治療成績を解析する。

(3) 泌尿器科癌に対するWT 1免疫治療法の改善を図り、臨床試験を継続する。

(4) P S A（前立腺腫瘍マーカー）を用いた前立腺癌に対するペプチド癌ワクチン療法の開発を行なう。

147) 検体搬送システムを臨床応用する。

・新しいコンセプトに基づいた検体搬送システム（自動分析装置を含む）の導入及び検査情報システムの再構築を行い、検体系検査部門を統合して自動分析部門と用手検査部門に再編成する。これにより効率的な検体系検査部門を構築し、生体系検査部門と感染予防対策部門を強化するとともに院内に対して充実した臨床支援を行う。また、

院外に対しても地域に密着したサービスを提供できる地域支援ラボの構築を目指す。

平成 19 年度は、検体搬送システムを円滑に活用し、検査部の再構築（地域に対する支援体制の構築）を実施する。

- （１）地域医療機関からの検体検査受託体制の確立
- （２）地域医療機関を対象とした検査情報サービス体制の構築

- 148) 放射線フィルムレス化、文書電子化で省資源を図り、ISOを取得できる組織体として、環境に配慮した病院を実現する。
- ・第三者評価の一つの指標として取得したISO9001（品質マネジメントシステム）の効果的な運用と維持を目指す。
 - 平成 19 年度は、ISO15189 認定取得の必要性を再吟味する。
 - ・質管理部門を設置し、医療情報システムを熟知した支援コンサルタントを加え共同作業により附属病院の質管理システムを構築する。医療の質評価と改善を行う。検査データの電子カルテ化を推進する。
 - 平成 19 年度は、質管理システムに基づく評価と改善を実施する。
 - ・撮影・検査機器の更新・導入により、画像のデジタル化を充実させフィルムレス化を実現する。放射線部情報システム・医療情報システムの連携により、PACSを構築し、地域医療に貢献する。
 - 平成 19 年度は、PACS（画像保存通信システム）を構築してデジタル化を図り、全面デジタル化を進める。

運営等に関する具体的方策

- 149) 安全な病院管理体制を構築する。
- ・医療安全管理、栄養管理、感染制御、褥瘡制御が機能的に行えるシステムを構築する。
 - 平成 19 年度は、
 - ・ミステイク防止手段を実践する。
 - ・ベッド転落防止システムの共同開発を検討する。
 - ・集中管理データによる栄養サポート、感染制御、創傷管理を継続して行う。
- 150) 職員が安全に、機能的に働ける人員配置と環境整備（セーフティ・マネージメント、福祉施設、人員の外注化と定員化）を行う。
- ・機能的に働ける人員配置部署間のバリアフリー化、人員配置の流動化・適正化、アウトソーシングを実施する。
 - ・環境整備（セーフティ・マネージメント、福利施設）セーフティ・マネージメントの徹底、職員のため人間ドック機能の確保並びにメンタルヘルスケア体制の拡充、子育て支援・女性のための職場等の福利面を強化する。
 - 上記計画を実施するために、平成 19 年度は、環境整備として、メンタルヘルスケア体制拡充のための職員の配置と相談室の設置を検討する。
 - また、外部委託契約による子育て支援を継続実施する。
- 151) 自己収入を増加させ、機器のレンタル・リース・購入を見直すとともに、固定的経費率を節減し、研究の特許化等で財務の健全化を図る。
- ・固定経費の節減、高品質低コストのアウトソーシングを再点検する。
 - ・民間企業との連携、共同研究等の実施に努め、財務の健全化を図る。
- 152) 平均在院日数20日以内、平均病床利用率86%以上、患者紹介率57%以上、経費率35.9%以下を目指す。
- ・クリニカルパスの導入等による平均在院日数の短縮、病床の有効利用による患者数の増、地域病診連携による紹介患者の増、後発医薬品の採用等可能な限り低コストの材料の使用により経費の削減を図る。

平成 19 年度は、平均在院日数 21 日以内、平均病床利用率 85.4%以上、患者紹介率 55.5%以上、経費率 34.5%以内を目指す。

153) 病院職員を効率的に配置する等により、効率的病院経営を行うために、病院長の裁量権の強化を図る。

・インセンティブのある病院運営を、病院長のリーダーシップに基づいて行うために、病院医師定員の流動化を含む、定員の適正配置、見直し、さらに病院経営のための新規職員採用を行う。

平成 19 年度は、保険制度の変動に合わせた定員・員数の再配置や外注化を新たに検討する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

154) 学生の教育実践力の向上を目指し、教育学部と附属学校園との有機的な連携体制を構築する。また、附属学校園を活用した大学院生の実践的教育研究を推進する体制を整える。

・21 世紀の教育を担う教員を養成するため、教育実習の在り方を研究し、併せて教育実習・実践研究等を充実させる方策について学部との連携・協力を図るために連絡会議を強化する。また、教育実習の内容・方法等に関する学生アンケートを実施し、その結果を教育実習の見直し・改善に生かし、よりよい教育実習を実施する。

・大学院教育にあたっては、実践教育研究を効果的に推進する。

上記計画を実施するために、平成 19 年度は引き続いて連携会議を充実させ、学部と附属学校園との連携体制をさらに強化するとともに、適切かつ有効な教育実習になるよう見直しを図る。

また、大学のカリキュラムに応じて宿泊型教育実習を実施する。

155) 附属学校園と学部の教員との「教育実践共同研究」を推進する体制を再構築し、地域の教育課題の解決に寄与できる教育研究を行う。

・教育実践共同研究体制を刷新し、新たにプロジェクト研究体制を構築するとともに、高知県の教育課題について諸機関との協議をもちながら、プロジェクトの課題を決め、例えば、幼小連携、小中連携、特別支援教育、英会話、理科が好きな子ども育成等、具体的な研究を行う。

平成 19 年度は研究推進委員会の下で、教育学部と附属学校園でプロジェクトの研究課題を検討し、研究発展に取り組む。

また、平成 18 年度特別教育研究経費（教育改革）で採択された教育学部附属学校園における、幼・小・中一環の長期宿泊を中心としたプロジェクトに取り組む。

156) 大学・学部と連携・協力し、特別支援教育が必要な子どもに対する、心身の発達に合った教育の在り方についての研究を進める。

・附属学校園は特別支援教育総合センター（仮称）の設立や、特別支援教育をサポートする教育相談業務に協力するとともに教育学部・医学部・附属教育実践総合センターと共同したプロジェクト研究に協力する。

平成 19 年度は、前年度に試験運用を開始した特別支援教育総合センター（仮称）が、高知県との連携で設立される「高知発達障害研究センター（仮称）」構想に包括されることに伴い、附属学校園は、教育学部と連携して、特別支援教育相談室の相談活動に本格的に協力する。

学校運営の改善に関する具体的方策

- 157) 通学、学校生活全般における安全確保を目指した校舎等の施設・設備の改修・整備に努め、併せて防犯教育や教職員の研修を行うとともに、確かな学力の向上、必要な子どもに対する個別支援教育計画の策定等、個に応じた指導体制の確立を目指す。
- ・防犯や耐震強化及び教育・研究活動の充実を図るため、校舎・園舎等の改修・整備を早急に進める。
平成 19 年度は、防犯については、前年度作成した学校施設の防犯対策に関する点検・改善マニュアル（文部科学省調査研究事業）に従い安全点検の実施を行い、附属学校園の防災、学校生活の安全についての調査を進める。
また、耐震強化、校舎・園舎等の改修・整備については、附属学校園の安全確保のための整備を進める。
 - ・多様な教育課題に応じた実践研究や、幼稚園・小学校・中学校の連続性の課題を踏まえた一貫連携教育及び特別支援学校との交流教育を推進する。確かな学力の向上、必要な子どもに対する個別支援教育計画の策定等、個に応じた指導体制の確立を目指す。
平成 19 年度は前年度に引き続き、研究会等を通して、実践教育の成果を地域と共有しつつ、よりよい実践教育の改善に努める。
また、幼・小・中学校は一貫連携教育を検討するとともに、特別支援学校との交流教育を推進する。児童生徒の学習効果を強化するため、教育学部と連携して、学部学生の協力による放課後チューター制度や学生ボランティアを積極的に活用する。
防犯点検マニュアルを活用し、更なる点検・改善に努める。

- 158) 学校評議員制度を活用し、学校運営についての点検・評価を行い、学校としての説明責任を果たすために、学校評価と情報提供を推進する。
- ・評価検討委員会を組織し、評価項目を作成、自己評価及び外部評価を実施し、結果の分析等を行い、教育活動の改善に生かすとともに情報公開につとめ、開かれた学校づくりを推進する。
平成 19 年度は、前年度の学校評価を踏まえ、自己点検・自己評価及び保護者や学校評議員による評価を継続実施する。
また、外部評価委員会を設置し、外部評価を行う。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜に関する具体的方策

- 159) 学級規模や附属学校園の教育研究機能を踏まえた適正な入学定員枠等に関して検討する。
- ・学校規模や入学定員等に関する全国附属学校の動向を把握し、引き続き設置した「教員定数見直し委員会」、「学級定数見直し委員会」で引き続き検討する。
平成 19 年度は、附属学校園の目標を達成するための入学選抜の方法について検討し、素案を策定する。

公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策等

- 160) 高知県における研究・研修活動の中心的な役割を果たすことのできる人材の育成に寄与する人事交流を推進する。
- ・高知県教育委員会との人事交流協定書及び覚書きに基づく円滑な人事交流を推進する。そのために人事交流の在り方や内容に関して協議する連絡協議会を定期的に開催し、人事交流上の諸課題について長期的・計画的な視野に立った検討を進める。
平成 19 年度は、人事交流の期間等について検討する。
また、教育学部と高知県教育委員会と人事交流に関する連絡会議を定例化し、協議する。
 - ・附属学校園においては教員の資質向上に向けて、管理職を含めて教員の組織体制を見直す。
平成 19 年度は、教育学部と附属学校園において、連絡会議及び正・副校長会の

下で、学部との円滑な連携や校園の運営ができるよう、管理職の在り方・体制を見直すとともに、充実した学校経営について実質的かつ効率的に改善する。

161) 学部・高知県教育委員会等との協力体制を整備し、現職教員の研修の場の提供等を行う。

- ・高知県教育委員会等の現職教員の研修に関して高知県教育委員会等と協議を行い、附属学校園が寄与できる内容について検討する。附属学校園教員については、研修体系プログラムを作成し、高知県における研究・研修のリーダーとしての自覚と力量アップを図る。

平成 19 年度は、前年度に引き続き、教育学部は高知県教育委員会との連携協議会の下で、現職教員の研修に関して附属学校園が寄与できる内容について検討する。附属学校園教員は、研修プログラムを作成し、高知県における研究・研修のリーダーとしての自覚と力量アップを図る。

(4) 附属図書館に関する目標を達成するための措置

教育支援に関する目標を達成するための措置

162) 学習に必要な資料を充実させるとともに、授業に密着した情報提供機能の強化及びガイダンスの充実を図る。また、留学生のための利用案内を整備し、増加する留学生への対応を図る。さらに、開かれた大学図書館を目指し、中央館のウイークデー開館延長を検討する。

- ・教育活動を支援するため、最新の図書館資料の提供に努め、カリキュラムを反映した教材用図書・参考図書等の収集を行う。また、医学部分館において授業の一環として実施中の「医療情報」及び新入生講習会を継続し充実を図るとともに、中央館や農学部分館における新入生ガイダンスの充実にも努める。さらに留学生に対するサービス向上のため環境整備の強化を図るとともに、利用者全員が最大限に利用できるよう、ニーズに対応した利用時間について検討する。

平成 19 年度は、

- ・シラバス記載図書の継続的な収集を図る。
- ・蔵書の複本調整を継続して実施し、有効な資料活用方法を図るとともに、OPAC で検索できない図書を、遡及入力する。
- ・新たにシラバス掲載図書の利用促進のための方策を検討する。
- ・「大学学」、「図書館ツアー」、「医療情報」、「看護研究」等の継続と「図書館リテラシー教育プラン」を引き続き検討し、講習会等の充実を図る。
- ・中央館の開館時間を 21 時まで引き続き延長する。
- ・新たに留学生に対するサービス向上のため外国語標記の利用案内の作成を検討し、実施する。

研究支援に関する目標を達成するための措置

163) 研究上必要とする最新の学術研究資料及び電子コンテンツ（電子ジャーナルやデータベース等）の充実を図るとともに、学内で刊行される研究成果の電子化と情報発信の支援を行う。

- ・研究ニーズを反映した資料を収集し、資料の到着情報を提供するとともに、最新の情報を迅速に得るための電子ジャーナル、データベース等の充実を図る。さらに、学内研究者による研究成果を収集し、電子化及び情報発信の支援に努める。

平成 19 年度は、評価のためのツール、学術情報ナビゲーションデータサービス、電子ジャーナル、データベース等の継続利用を図る。

また、機関リポジトリ構築に向けては、学内協力体制の確立とコンテンツの収集、電子化を図り、リポジトリシステムに登録することにより、利用に供する。

社会との連携に関する目標を達成するための措置

164) 県内の公共図書館や医療機関図書室との連携を図り、市民の生涯学習支援を充実させるとともに、国立情報学研究所が行うメタデータベース構築に参画し、大学情報発信の支援に努める。

・ 本学の地域貢献の一環として、県内の図書館関係者との連携を図り、地域の図書館関係者への講習会等実施するとともに、市民の生涯学習支援に努める。さらに、国立情報学研究所を通じて、国内の大学・研究機関がネット上で発信しているメタ情報（二次情報）のデータベース化構築事業に参加し、本学研究者の研究成果を広く国内外に発信するための支援に努める。

平成 19 年度も引き続き、地域貢献策の一環として、県教委と共催し、県内図書館との連携を図るとともに、地域住民の生涯学習支援に努める。

県立図書館の物流システムを利用した「相互貸借利用サービス」に積極的に参加する。

学術情報リポジトリについての学内協力体制の確立とコンテンツの収集、電子化を図り、リポジトリシステムに登録することにより、利用に供する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

165) 大学運営を円滑にするため、運営体制の改善を図る。

・ 現有の学内共同利用施設の機能を教育、研究、地域連携及び情報に再編設置した4つのセンターと、教育、研究、地域連携に経営・管理を加えた4推進本部体制、それらの中心に位置する企画戦略機構の役割分担等について見直し等を図り充実・発展させることにより、更なる大学運営体制の円滑化を図る。

平成 19 年度は、特に総合情報センターとの企画戦略機構の連携を深め、より大学運営を円滑に行えるよう、情報集積・情報分析の仕組みを構築できるよう検討し、更なる大学運営体制の円滑化を図る。

166) 大学運営についての企画、実行、評価を円滑にするための教職員による情報共有システムを構築する。

・ 運営に関する情報を集積し、分析評価するため、これらの情報を、広く共有できるシステムを構築する。

平成 19 年度は、前年度に引き続き、大学評価・学位授与機構が構築している大学情報データベースの動向を踏まえ、集積すべき学内情報の優先順位を確定し、大学情報データベースの実現化を図る。

167) 学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営を補佐する体制を構築する。

・ 学部に副学部長制を導入する。学部毎に機動的・戦略的な学部運営を図るための年次計画を策定・実施し、毎年度末に自己点検評価を行い、その評価結果に基づく改善等を図り、学部運営の充実に努める。

平成 19 年度は、学部長を中心とした学部運営体制のもとで平成 20 年度大学院改組計画の実施に努める。

168) 教育研究に関する見識と運営能力の両方を備えた人材を効果的に配置し、学部運営の改善と迅速化を図る。

・ 自己評価制度等を活用した人材の発掘を目指す。各学部等で前年度に引き続き計画内容を検討し、学部運営の改善と迅速化を促進する。

- 169) 業務全般にわたる管理運営について、運営の効率化及び高度化の増進に寄与する内部監査システムを構築する。
- ・学長のもとに設置された法人監査室により、業務全般について定期、不定期に監査を行い、業務運営の改善等の助言・勧告、並びに効率化や高度化についての提言を行う。
平成 19 年度は、法人監査室の充実を図り、前年度の監査実施状況を踏まえ、監査計画の見直しを行うとともに前年度の分析結果を参考とし監査を実施する。
会計監査人や監事との打合せを行い、効率的な監査の実施に努めるとともに監事との合同監査を実施する等効果的な監査を行い、より一層の業務運営の効率化、高度化を図るための助言、提言等を行う。
- 170) 学内資源配分については、全学的視点から戦略的に行うこととし、事後評価を資源配分に反映させるシステムを構築する。
- ・限られた学内資源「人（職員）、物（施設・設備）、金（財源）」を、全学的視点に立って戦略的に活用するために、企画戦略機構等の体制を整備し、計画、資源配分、実施後の評価を繰り返し行う「評価スパイラルシステム」を確立する。
平成 19 年度は、人的資源について、総人件費削減の方針を踏まえ、引き続き全学的視点に立った戦略的活用を行う。
物的資源については、施設・設備の戦略的整備方針のもと、共用研究スペースの確保等に努めるとともに引き続き、非効率施設等の有効活用を図る。
財源については、戦略的、効果的配分を基調とする方針のもと、前年度の財務分析や評価結果を反映したより効率的な予算配分を実施するとともに、教員の総合的活動自己評価等から得られるデータを活用した資源配分について引き続き検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 171) 教育研究組織の編成・見直しのために専門の部門を設ける。
- ・本学の理念や目的に則り、教育研究組織の見直しのための中長期的計画を策定し、自己点検評価を行うとともに、社会的ニーズや時代の趨勢あるいは第三者等評価をも勘案した教育研究組織の見直しを行うことができるシステムを構築する。
 - ・本学の教育研究組織を見直すため、企画戦略機構を設置し、その下部組織として教育推進本部、研究推進本部、地域連携推進本部、経営・管理推進本部を設け、教育・研究・地域連携・経営管理の在り方を企画、分析及び実施する。
平成 19 年度は、大学院改組計画により教育組織から独立して設置することとなった教員組織について柔軟かつ機動的に運営できる組織となるよう検討を行い、平成 20 年度からの実施を目指す。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 教員の人事の適正化に関する具体的方策

- 172) 採用人事は公募制を原則とし、研究業績に加えて、教育能力、教育業績及びその意欲を審査し評価する制度を導入する。
- ・採用・昇格人事にあたっては、「教員選考の在り方」を踏まえ全学委員会の下で公正かつ厳正な審査を行う。教員の採用人事の場合はもちろんのこと、昇格人事についても原則として公募を行い、適正な人員配置を行う。
- 173) 活性化した教育研究を維持するため柔軟で多様な人的配置を図り、各部門において適正な人的構成を図る。
- ・学問に対する社会的要請を常に考えるとともに、普遍的な基礎研究にも配慮して、教育・研究実施体制や教員の配置等を定期的に点検する。その結果、見直しが必要と考えられれば、大胆に組織変革を行う。

平成 19 年度は、大学院改組計画により教育組織から独立して設置することとなった教員組織について、教員が活性化した教育研究を維持しながら、柔軟かつ適正な人的構成となるよう検討を行い、平成 20 年度からの実施を目指す。

- 174) 教員の評価に資するために教育、研究、診療、学生支援、社会貢献、管理運営における活動を考慮した人事評価システムを構築する。
- ・本学独自の自己評価システムと人事評価システムとのインターフェイスの在り方等の検討を行い、モデルとなるシステムを構築し、平成 19 年度中を目処に、「人事評価システム」の試行・検証を行う。
- 175) 任期制の段階的導入を目指す。任期制教員の再任は部局で評価方法を検討し導入する。
- ・任期制の段階的な導入を図る。任期制教員の再任は部局で評価方法を検討し導入を図る。
- 176) 採用、昇任にあたっては公正な審査及び評価制度（自己申告、自己点検、相互評価や外部評価等を含む）を導入する。
- ・公正な審査及び評価システムによる人事制度の構築により、競争力並びに活力のある組織作りを行う。
- 平成 19 年度は、採用、昇任にあたっては公正な審査及び評価を実施する。
- また、本学独自の自己評価システムと人事評価システムとのインターフェイスの在り方等の検討を行い、モデルとなるシステムを構築し、平成 19 年度中を目処に、「人事評価システム」の試行・検証を行う。
- 177) 教員構成の多様化を図るため、現在の女性教員の 2 割増、外国人教員の 2 割増の実現を目指す。
- ・社会の国際化及び男女共同参画に向けた取り組み等に対応するため、大学の教員構成の多様化を図り、現在の女性教員の 2 割増及び外国人教員の 2 割増を目標とする。
- 平成 19 年度は、公募制の基本方針に沿って多様な人材を求め、公募実施状況を調査し、最終年度に向け、引き続き目標の到達を目指す。

(2) 専門技術系職員の人事の適正化に関する具体的方策

- 178) 技術系職員の採用は、その専門分野についてより高度の知識を修得した者を学内外から公募する。
- ・全学の技術系職員の配置の適正さを調査・分析するとともに、原則公募で採用を実施する。
- 179) 技術系職員の専門性の向上を図るとともに、各種研修への積極的な参加を促進する。
- ・現在配置されている技術系職員の再教育を兼ねて研修への参加を促し、資質の向上を図るとともに、その技術の専門性を考慮し、適材配置を図る。
- 平成 19 年度は、前年度に引き続き研修計画等を検討し、実施する。

(3) 事務系職員の人事の適正化に関する具体的方策

- 180) 事務系職員の採用に当たっては、中国・四国地区の国立大学法人が統一して実施する採用試験を利用し、大学独自の採用方針に反映させる。
- ・事務系職員の採用にあたっては、大学の事務組織改編を考慮するとともに計画的な採用プランを作成し、毎年見直しをかける。
- 平成 19 年度は、前年度に引き続き中国・四国地区の職員採用統一試験を利用する。
- また、独自の職員採用プランを検討する。

181) 適材適所な人材配置と職員の士気向上を図るため、適正な評価基準及び評価結果を反映させ得る人事評価システムを導入する。

- ・事務系職員の適正な処遇、育成、インセンティブの付与等を図るため人事評価システムを新たに構築する。

平成 19 年度は、前年度に試行した人事評価の結果を踏まえ、さらに具体的評価方法等を検討し、問題がなければ、平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までを第一期として、事務職員全員に本格実施する。

182) 業務運営において特別の専門性や民間的手法を必要とする業務については、外部に人材を求めるとともに、事務職員の能力向上のための研修を導入する。

- ・前年度に引き続き外部人材の活用職種、受け入れ方針及びその体制を検討し、実施する。

(4) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

183) 全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い、適正かつ効率的な人事管理を推進する。

- ・平成 19 年度は、前年度に策定した「総人件費削減計画」を着実に実施する。

184) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね 4 % の人件費の削減を図る。

- ・平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減が図れるよう策定した「総人件費削減計画」を着実に実施し、平成 19 年度は、概ね 1 % の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

185) 職員の意識改革、能力開発のため、研修を整備するとともに学内外からの意見を積極的に取り入れ、業務の効率化・合理化を図る。

- ・大学を取り巻く環境の変化に対応するために、意識改革や能力開発のための研修及び業務分析を行うとともに、学内外の意見を取り入れ、前年度に引き続き業務改善提案制度を活用し、業務の効率化・合理化を図る。

186) 行政の稟議制という多層からなる決裁システムを見直し、迅速で簡易な決裁が行えるシステムを構築する。

- ・迅速な意思決定が行われるよう、決裁・文書管理システムを構築する。また、決裁の簡素化・ペーパーレス化を進める。さらに、権限を委譲することで、迅速な業務の遂行を図る。

平成 19 年度は、前年度見直しを行った法人文書ファイル管理システムを更新する。

187) 業務の効率化を図るためアウトソーシングに関する指針を定め、それを実行する。

- ・現在実施している業務全般について検証し、効果的かつ効率的な実施が可能となるよう、アウトソーシング化を前提とした実施方策を策定し、経費の節減を図るためにも、積極的にアウトソーシング化を推進する。

平成 19 年度は、前年度に見直した「業務のアウトソーシング化基本指針について」に基づき、新たな実施可能業務のアウトソーシング化を推進する。

また、前年度に実施した旅費業務検証結果によるフォローアップを行い、より効果のあるものとする。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

188) 科学研究費補助金、受託研究費、奨学寄附金等の外部研究資金獲得のための戦略を策定し、それを評価するシステムを設け、外部研究資金獲得の推進を図るため、以下のことを行う。

外部研究資金獲得に関する情報収集、情報提供を行い、情報の共有化を図る。

外部研究資金を獲得し大学に寄与した教員、または部局を報賞するインセンティブ制度（研究費の増加配分等）を設ける。

- ・外部研究資金獲得のための戦略策定及びその評価等を行う体制の整備や、外部研究資金に係る学内説明会等を開催するとともに、募集情報等を一元的に管理・提供する。

平成 19 年度は、外部研究資金獲得、特に科学研究費補助金及び地域連携事業費の増大を図る。それとともに外部研究資金獲得者に対する更なるインセンティブの付与を図る。

また、戦略的策定のためにタスクフォースを活用する。

189) 大学の人的・物的・知的資源の有効活用により多様な収入源の確保に努める。

- ・本学が有する各種資源について、データベース化を図り、インターネット等を活用して社会に対して積極的に情報提供等を行い、利用者の拡大を図る。

平成 19 年度は、前年度に引き続き各種公開講座等の開催、施設の開放等活動を行うとともに、各省庁や企業等の外部資金獲得事業等について推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

190) 光熱水費や消耗品費等の管理経費について、具体的な削減目標を定め、全学で計画的な経費節減に努める。

- ・具体的な削減目標額を毎年度設定し、ペーパーレス化の推進や光熱水費の節約等により、管理経費の削減に努める。

平成 19 年度は、引き続き電気料、水道料や消耗品費について、経費削減目標を定め実施するとともに、範囲拡大を図る。

また、電子会議システムへの対応について調査を実施し、可能な会議については導入する。さらにメールや電子掲示板等情報伝達システムについて一層の利用推進を行う。

191) 事務処理対象、方法等について見直しを行い、組織、人員配置、アウトソーシング等について検討し、人件費の抑制に努める。

- ・前年度に引き続き、現行事務の処理対象・方法等について、その廃止やアウトソーシング化を含め見直しを実施し、適正な人員配置による機動的な組織体制の整備を図るとともに、人件費の抑制に努める。

また、前年度に財務マネジメントに関する調査研究プロジェクトに参加し、資産管理業務における A B C (Activity-Based Costing、原価計算の方法) による現状把握を行っており、その結果(手法)を用いて A B M (Activity-Based Management、業績改善手法) による改善を図る。

さらに他の業務においても、コスト分析を用いた業務分析に習熟し、その新たな展開についても検討を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 192) 知的資産のデータベース化を行い、学内外に向けて有効利用のための情報を提供する。
- ・特許等の内容をデータベース化するとともに知的財産部門等のホームページで公開し産学官連携及び地域貢献の推進を図る。
平成 19 年度は、前年度に引き続き、特許等の内容を調査する。
また、新たに公開された特許を公開するとともに、知的財産を管理・運営し、産学官連携を推進する。
- 193) 現存施設の利用目的・方法を見直すとともに、申請に基づき利用計画を策定し、利用状況を評価し、効率的な施設の運用を図る。
- ・教育研究施設、福利厚生施設や体育施設等現存施設について、地域住民等学外への開放及び学内の利用を一層推進するため、全学的視点に立って規則や手続き等の見直しを行うとともに、未利用日等の情報を学外に対して発信し利用促進を図る。
平成 19 年度は、前年度の検討を踏まえ、ホームページの充実を図るとともに地域住民や自治体等への広報活動を行う。
また、新たに非常勤講師宿泊施設の利用対象者の拡大を図るとともに、新たに本学の資産を広告媒体として活用するための方策を検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 194) 評価の充実を図るため、点検・改善を繰り返し行う評価スパイラルシステムを導入する。
- ・「教員の総合的活動自己評価」及び同評価結果に基づく学内各部局による「組織評価」（自己評価）を継続して実施する。
平成 19 年度は、教員の総合的活動自己評価及び組織評価を継続して実施するとともに、Web 入力システムの改善を継続し、教員の自己評価を推進する。併せて、組織評価を活用した外部評価を試行的に実施する。
なお、法人化後初めて、学部や研究科単位ではなく、大学全体として自己評価を行う。当該自己評価は、本学の教育活動について行うものとし、大学評価・学位授与機構の実施する認証評価のフォーマットに則り行い自らの改善に資する。併せて、第三者の視点からのレビューを得るべく、同機構の大学機関別認証評価を受ける。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 195) 戦略的な広報を企画する体制を学長・担当理事のもとに整備する。
- ・平成 17 年度に策定した広報基本方針に則り、広報実施方策の具体化について検討を行う。
平成 19 年度は、広報基本方針に則り、広報組織にて広報実施方策の具体について検討し、積極的な広報活動を展開する。
- 196) 大学の情報全般を様々なメディアを用いて分かりやすく公表するとともに、本学に対する意見や要望を広く聴く機会を設ける。
- ・広報活動実施計画に基づき、大学全般としての広報活動、志願者の拡大と入学者の確保及び就職先の拡大と確保のため広報活動を展開する。特に下記の事項について積極的に行う。
 - 1) 大学のイメージ戦略としての広報活動の一環として、学章（シンボル）の活用を推進する。
 - 2) 積極的なプレスリリースを継続して展開し、本学の教育・研究活動等の取り組み状況をアピールする。

- 3) 大学広報誌の発行など、種々の広報方策を実施する。
- 4) 進学説明会、大学説明会、オープンキャンパス等により、本学の地域の大学としての魅力、特色ある教育システム、研究事項、就職支援活動状況などを受験生に積極的にアピールする。
- 5) 企業等に向けて本学の特色ある教育・研究活動の積極的な広報を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 197) 全学一元の施設マネジメントを実施する。
 - ・ トップマネジメント体制を構築し、定期的な点検調査等を行い、南海地震対策を含めた施設整備計画及び施設維持保全計画を策定する。併わせて非効率施設の改善を図る。
平成 19 年度は、情報管理マネジメントシステムについて、ユーザーへの情報提供を行い、利便性を図ることとする。
また、南海地震対策を含めた施設の耐震整備については、耐震性の低い施設から、順次整備を進めていく。
- 198) 施設の劣化等の状況把握と安全性、信頼性を確保するための予防的修繕（プリメンテナンスの導入）を行う。
 - ・ 平成 19 年度は、前年度に引き続き、予防的修繕を行う項目について年次的に実施する。
- 199) 施設マネジメントを担う人材の育成に努める。
 - ・ 施設マネジメントに携わる職員に対する研修システムの確立を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 200) 労働安全衛生法等の法令に基づく安全管理に関する資格保有者の確保、職場環境の充実、機械・器具及び危険物・有害物質等の厳正な保守・管理の徹底、規制対象作業場（実験室等）の改善等、快適な作業環境の維持・整備に努める。
 - ・ 危険物等の現状把握を行い、不用物品（薬品）等の廃棄を進めるとともに、関係職員に対する安全衛生に関する意識啓発を行う。
平成 19 年度は、前年度に引き続き危険物等の保管状況等の調査を実施し、不用物品（薬品）等を段階的に廃棄する。
また、関係職員に対する意識啓発を図るため学内掲示板による周知のみならず、専門家による講演を実施する。
- 201) 南海地震対策を行う。
 - イ、関係自治体や消防署、大学周辺地区との連携・協力体制を構築する。
 - ロ、建物、施設、設備の点検を定期的に行う。
 - ハ、南海地震対策のパンフレットを作成し、学生教職員に配布する。
 - ニ、防火、防災に関する講演会を実施する。
 - ・ 大学キャンパスが避難場所として機能するために必要となる事項等について検討し、その整備に努める。また、岡豊キャンパスにあっては、地方自治体と連携し、防災医療の拠点病院として貢献できる病院整備の実現を目指す。
平成 19 年度は、
 - ・ 施設の耐震整備については、耐震性の低い施設から、順次整備を進めていく。
 - ・ 新たに大学周辺地区自主防災組織との連携について、検討を行う。
 - ・ 防災計画に基づき防災訓練を実施する。
 - ・ 南海地震対策に係る講演会を実施する等啓発活動を行い、安全対策について周

知徹底を図る。引き続き防災用具等を備蓄する。

- ・高知県の広域災害支援病院として機能できるハード面の整備を引き続き実施する。

予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1．短期借入金の限度額

27億円

2．想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院施設整備及び附属病院設備整備に必要な経費の長期借入にあたっては、本学附属病院の土地、建物を担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画		
施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
	総額	
・（医病）基幹・環境整備	3,355	施設整備費補助金（2,011）
・耐震対策事業		国立大学財務・経営センター 施設費交付金（59）
・病院特別医療機械整備		長期借入金（1,285）
・小規模改修		

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

別紙参照

（参考1）19年度の常勤職員数 1,193人

また、任期付職員数の見込みを 270人とする。

（参考2）19年度の人件費総額見込み 13,385百万円（退職手当は除く）

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
人事に関する計画

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	10,285
施設整備費補助金	2,012
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	59
自己収入	13,810
授業料、入学金及び検定料収入	3,318
附属病院収入	10,347
財産処分収入	0
雑収入	145
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	910
引当金取崩	31
長期借入金収入	1,285
貸付回収金	0
承継剰余金	1
目的積立金取崩	342
計	28,735
支出	
業務費	19,636
教育研究経費	10,216
診療経費	9,420
一般管理費	3,730
施設整備費	3,355
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	910
貸付金	0
長期借入金償還金	1,104
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	28,735

[人件費の見積り]

期間中総額 13,385百万円を支出する(退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額10,816百万円)

〔「施設整備費補助金」のうち、平成19年度当初予算額 92百万円、前年度よりの繰越額 1,919百万円〕

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 55百万円。

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

[運営費交付金算定ルール]

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L(y - 1)は直前の事業年度におけるL(y)。

「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F(y - 1)は直前の事業年度におけるF(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「教育研究診療経費」:附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y - 1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「附置研究所経費」:附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y - 1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「附属施設等経費」:附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y - 1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

[附属病院運営費交付金対象事業費]

「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：附属病院収入。J(y - 1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y)：学部・大学院教育研究経費()、附属学校教育研究経費()を対象。

E(y)：教育研究診療経費()、附置研究所経費()、附属施設等経費()を対象。

F(y)：教育等施設基盤経費()を対象。

G(y)：特別教育研究経費()を対象。

H(y)：入学料収入()、授業料収入()、その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y - 1) + K(y)$$

$$[K(y) = J(y) \times (\text{係数}) - J(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y)：一般診療経費()、債務償還経費()、附属病院特殊要因経費()を対象。

J(y)：附属病院収入()を対象。(J(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y - 1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y)：一般管理費()を対象。

M(y)：特殊要因経費()を対象。

【諸係数】

(アルファ)：効率化係数。1%とする。

- (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。
- (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、別添1の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、運営費交付金の算定ルール及び平成12年度～14年度の実績額(平均)により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、運営費交付金の算定ルール及び過去の実績額を基に試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	25,232
業務費	23,647
教育研究経費	2,761
診療経費	5,652
受託研究経費等	437
役員人件費	345
教員人件費	7,695
職員人件費	6,757
一般管理費	363
財務費用	315
雑損	0
減価償却費	907
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	25,311
運営費交付金収益	10,016
授業料収益	2,816
入学金収益	400
検定料収益	102
附属病院収益	10,347
受託研究等収益	437
補助金等収益	0
寄附金収益	448
財務収益	10
雑益	197
資産見返運営費交付金等戻入	111
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	53
資産見返物品受贈額戻入	374
臨時利益	0
純利益	79
目的積立金取崩益	342
総利益	421

収支計画の損益が均衡しない理由

1. 附属病院

「予算」の自己収入の内訳である「附属病院収入」と同額が、「収支計画」の収入の部「附属病院収益」に計上されている。この中には平成19年度返済予定の財務・経営センター債務負担金償還金の元金相当分(789百万円)が含まれている。しかし、費用の部では、この債務負担金償還金元金に相当する額がない。

これは、会計制度上、同センター債務償還金が財務諸表上では貸借対照表の負債勘定として計上されており、平成19年度に返済する債務償還金の元金相当額が、この負債額の返済に当たるものであるため、損益計算上には影響を与えない金額である。このため、同金額は、利益があっても費用の発生しない勘定科目となる。

一方、収支計画の減価償却費に計上される金額のうち、診療収入財源の資産取得分、財政投融資財源の承継資産に係るもの(368百万円)は、収入の部で「資産見返運営費交付金等戻入」、「資産見返寄附金戻入」、「資産見返物品受贈額戻入」勘定がないため費用のみが計上される。

上記の理由により

財務・経営センター債務負担金償還金の元金相当分	789 百万円
「資産見返…戻入」を伴わない減価償却費用	368 百万円
	<hr/>
	421 百万円

差額421百万円が「収支計画」の総利益となる。

2. その他 該当なし

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	30,488
業務活動による支出	23,980
投資活動による支出	3,651
財務活動による支出	1,104
翌年度への繰越金	1,753
資金収入	30,488
業務活動による収入	24,951
運営費交付金による収入	10,285
授業料・入学金及び検定料による収入	3,318
附属病院収入	10,347
受託研究等収入	382
補助金等収入	0
寄附金収入	474
その他の収入	145
投資活動による収入	2,070
施設費による収入	2,070
その他の収入	0
財務活動による収入	1,285
前年度よりの繰越金	2,182

(別紙) 人事に関する計画

1. 雇用方針

教員の採用人事は、公募制を大前提とし、昇任人事についても学内外から公募する。
任期制については、各部局で導入を目指し、検討を行う。

技術職員の採用については、学内での配置状況及び専門性を考慮し、採用する。

事務系職員の採用については、学内業務及び必要人材を考慮し、中国・四国地区の国立大学法人が統一して実施する採用試験を利用し、また、独自の採用プランを検討する。

2. 人材育成方針

技術系職員の人材育成及び専門性の向上のために、専門研修の内容を吟味し積極的に参加させる。

また、事務系職員も同様な形態により、職務遂行能力の向上を図る。

3. 人事評価

教員の人事評価については、本学独自の自己評価システムと人事評価システムとのインターフェイスの在り方等の検討を行い、モデルとなるシステムを構築し、平成 19 年度中を目処に、「人事評価システム」の試行・検証を行う。

事務職員の人事評価については、前年度に試行した人事評価の結果を踏まえ、さらに具体的評価方法等を検討し、問題がなければ、平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までを第一期として、事務職員全員に本格実施する。

4. 人員(人件費)

前年度に策定した「総人件費削減計画」を着実に実施する。

また、平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減が図れるよう策定した「総人件費削減計画」を着実に実施し、平成 19 年度は概ね 1 % の削減を図る。

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

人文学部	人間文化学科	376人
	国際社会コミュニケーション学科	332人
	社会経済学科	472人
	(学科共通) 3年次編入学	20人
教育学部	学校教育教員養成課程 (うち教員養成にかかる分野 400人)	400人
	生涯教育課程	280人
理学部	理学科	135人
	応用理学科	135人
	数理情報科学科 18	246人
	物質科学科 18	276人
	自然環境科学科 18 (学科共通) 3年次編入学	288人 20人
医学部	医学科	540人
	3年次編入学 (うち医師養成にかかる分野 560人)	20人
	看護学科	240人
	3年次編入学	20人
農学部	農学科	170人
	暖地農学科 18	120人
	森林科学科 18	90人
	栽培漁業学科 18	90人
	生産環境工学科 18	90人
	生物資源科学科 18	120人
人文社会科学研究科	人文社会科学専攻 (うち修士課程 20人)	20人
教育学研究科	学校教育専攻 (うち修士課程 12人)	12人
	教科教育専攻 (うち修士課程 68人)	68人
理学研究科	数理情報科学専攻 (うち博士前期課程 40人)	40人
	物質科学専攻 (うち博士前期課程 52人)	52人
	自然環境科学専攻 (うち博士前期課程 58人)	58人
	応用理学専攻(D) (うち博士後期課程 18人)	18人
医学系研究科	医科学専攻 (うち修士課程 30人)	30人
	看護学専攻	24人

		(うち修士課程 24人)	
	生命医学系専攻(D)		76人
		(うち博士課程 76人)	
	神経科学系専攻(D)		20人
		(うち博士課程 20人)	
	社会医学系専攻(D)		24人
		(うち博士課程 24人)	
農学研究科	暖地農学専攻		26人
		(うち修士課程 26人)	
	森林科学専攻		22人
		(うち修士課程 22人)	
	栽培漁業学専攻		22人
		(うち修士課程 22人)	
	生産環境工学専攻		20人
		(うち修士課程 20人)	
	生物資源科学専攻		28人
		(うち修士課程 28人)	
黒潮圏海洋科学研究科	黒潮圏海洋科学専攻(D)		18人
		(うち後期3年の博士課程 18人)	
教育学部附属小学校		768人	
	学級数	21	
教育学部附属中学校		480人	
	学級数	12	
教育学部附属養護学校		60人	
	学級数	9	
教育学部附属幼稚園		160人	
	学級数	5	

(注1) 右欄の人数は、平成19年度における学生収容定員を示す。

(注2) 18を付した学部 of 学科は、平成18年度入学者をもって募集を停止した学科を示す。

